

議長	副議長	局長	次長	議事係長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成16年12月15日(水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時09分
場 所	第3委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	前田委員長・武井副委員長・佐野・大橋・佐々木(茂)・新谷・松本 ・久末 各委員		
説 明 員	水道局長、建設部長、建設部参事、その他関係室長、次長、課長及び主幹ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="margin-left: 40px;">委員長</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、新谷委員、松本委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

理事者から報告がありますので、順次、説明願います。

「小樽公園の再整備について」

(建設)建設課長

小樽公園の再整備につきまして報告いたします。

小樽公園は、明治26年の開設以来、長年にわたり、市民に親しまれてきた総合公園であります。近年は施設の老朽化やバリアフリー対応の遅れなど、抱える課題も多くなってきております。小樽市では、時代に合った利用しやすい公園として再整備するに当たり、市民の皆様からさまざまなアイデアをご提案していただくため、公募市民10名と各種団体11名の計21名で構成する「小樽公園の再整備に向けた懇談会」を、本年5月から延べ5回開催して、小樽公園の再整備について検討を重ねてまいりました。

再整備に当たっては、市民会館、総合体育館、桜ヶ丘球場などの既存施設は、現在の場所でそのまま利用することを前提条件とした上で、公園内を視察していただいたところ、懇談会のご意見として、「施設及び緑化関連」、「交通関連」、「こどもの国関連」などの内容に集約されました。

概要としまして、「施設及び緑化関連」では、見晴らし台に展望施設を整備する。園路は遊歩道、サイクリングロード、ジョギングロードを混在しないようにして、バリアフリーに配慮した施設を整備する。日本庭園を中心とする区域は、水辺を生かした親水空間として整備する。

「交通関連」では、第2駐車場の拡大整備や市民会館付近、軟式庭球場などに新たな駐車場を配置することにより、公園利用者の利便性の向上を図る。総合体育館から桜ヶ丘球場までの道路は、歩行者の安全性を確保するために廃止するか、全面駐車禁止の強化、道路構造の変更などにより、路上駐車を排除する。

「こどもの国関連」では、こどもの国は、テーマを「冒険・発見・創造」として、三つのゾーンに分類し、再編整備する。遊園地ゾーンは、新しい遊具を設置して、土日祝日のみ営業する。既に、耐用年数に至っている観覧車は、モニュメントとして保存する。遊具ゾーンは、ロング滑り台、アスレチックなど、地形を生かして遊具を整備する。多目的ゾーンは、現在の平坦な小動物園敷地を利用して、フリーマーケット、ミニ運動会、雪まつりなどの多彩な催物が開催できる場所として通年利用する。

なお、小動物園は飼育経費や動物の高齢化などの問題も多いことから、廃止すべきであるなどのご意見が出されております。

今後のスケジュールですが、集約された懇談会のご意見を広報おたる1月号に掲載して、市民に周知を図ります。それにより、市民からご意見等があれば、手紙やはがき、あるいは、電子メール、ファクスなどでお寄せいただきまして、懇談会や市民の皆様のご意見を踏まえながら、市役所内部の調整を経た後、平成17年度において、小樽公園の再整備に向けた基本計画を策定していきたいと考えております。

皆様に配布しております資料をご覧くださいと思います。資料1の「小樽公園の再生に向かって」という文章が2ページにわたってあります。これを広報おたる1月号に掲載する予定であります。

続きまして、資料2でございますけれども、これは懇談会の回数と内容、それと今後のスケジュールであります。

平成17年度に基本構想、平成18年度に実施設計と、できれば、一部工事を行い、平成19年度に工事を実施し、市民に喜ばれる小樽公園の再生を図ってまいりたいと考えております。

委員長

「市営住宅使用料の改定について」

(建設)建築住宅課長

市営住宅の使用料の改定について報告いたします。

資料3をご覧いただきたいと思います。

今年の3月31日に、公営住宅法施行令及び旧建設省告示が一部改正され、これに伴い、市営住宅の家賃算定に係る係数のうち、経過年数係数と利便性係数が見直されたことから、市営住宅の使用料を改定するものであります。

まず初めに、経過年数係数についてであります。改正内容は、近年の民間賃貸住宅の経年的な家賃変動が、従来と比較して緩やかになってきたことを反映するものであります。この改正は、市内すべての市営住宅に適用されるもので、改正された新係数を適用して家賃を算定すると、現在の家賃より高くなりますが、家賃が上昇しないための経過措置として、現在の係数が改正後の係数と同じになるまで、係数を据え置く措置がとられております。

次に、利便性係数についてであります。この係数は、各団地の立地による便益と各住宅の設備による便益を勘案して設定しております。改正内容は、立地条件のよい商業地等に立地する住宅の便益を家賃に適切に反映するために、利便性係数の範囲が、従前の0.7以上1.0以下に変わり、0.5以上1.3以下になりました。なお、0.7を下回る係数の適用は、市町村合併の場合に限って行うこととされております。

今回の改正を受け、利便性係数の算定において、都市計画上の商業地域及び近隣商業地域に存する市営住宅については、その敷地の固定資産税評価額相当額を用いることで、施行令改正の趣旨に沿うことにしました。

このことにより、市内で商業地域に存する稲穂改良住宅の利便性係数が0.907から1.3に、近隣商業地域に存する稲穂北住宅の利便性係数が0.934から1.106となり、この2住宅において、住宅使用料が上昇することになります。

住宅使用料の上昇幅は、現行の家賃で試算しますと、おおむね月額3,400円から7,700円になります。この2住宅の住宅使用料の改定につきましては、入居者の急激な負担増を防ぐため、従来、古い住宅から新築の住宅に移る場合に適用している傾斜家賃方式の緩和措置を準用し、6年間で改定後の家賃に移行するものいたします。

なお、稲穂改良住宅と稲穂北住宅の入居者につきましては、説明会を開催し、他の住宅の入居者については、経過年数係数の改正の趣旨を周知してまいりたいと考えています。今回の住宅使用料の改定は、来年の4月1日からの実施を予定しております。

委員長

「平成16年度除排雪計画について」

(建設)維持課長

平成16年度除排雪計画の概要について説明申し上げます。

除排雪体制につきましては、今年度も平成13年度から行っております委託業者が除雪、排雪、路面管理などの業務を一括して行う地域総合除雪で行ってまいります。本年度の除排雪執行の計画延長につきましては、車道除雪512キロメートル、歩道除雪102キロメートル、排雪222キロメートル、車両による砂散布43キロメートルとし、昨年度と同様の距離でございます。

また、砂箱は6か所増設の573か所、昨年から行っております砂箱を設置しないで、地先住民に砂袋を保管してもらい、市道への散布や春先の砂の回収を行ってまいります。砂まきボランティアにつきましては、今年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。更に、交差点の雪山処理や横断歩道の歩車道段差解消、ロードヒーティングの段差解消につきましても、昨年に引き続き実施し、歩行者の安全確保や車両の安全走行確保に努めてまいりたいと考えます。

次に、雪捨場の確保につきましては、市民の雪捨場として、昨年同様、市内に5か所を指定しておりますが、昨年度利用していましたが交通記念館向かいの手宮地区の雪捨場につきましては、地権者の都合で使用できなくなりま

した。幸 1 丁目地区に新たに開設するものであります。また、市内最大の雪捨場であります中央ふ頭基部においては、大型ポンプ 1 基を追加して、よりいっそうの融雪能力の向上に努めたいと考えております。

次に、ロードヒーティングにつきましては、昨年に引き続き、効率的な運用や道路状況に合った稼働を行い、節電に努めてまいりたいと思います。いずれにしましても、除雪作業は気象状況の変化を大きく受けることになりましますし、市民の方々の協力を得なければできませんので、実施に当たりましては、市民のご理解を得ながら、交通の確保に努めてまいりたいと考えています。

委員長

「株式会社小樽都市開発公社の清算について」

(建設)まちづくり推進課長

株式会社小樽都市開発公社の清算について報告いたします。

株式会社小樽都市開発公社は、小樽市東南地域開発基本計画に基づき、恵まれた自然環境と調和した良質な住宅地の供給を目的に、昭和51年に設立された第三セクターであります。出資割合は、小樽市51.46パーセント、三菱地所株式会社34.95パーセント及び地元財界17社13.59パーセントであります。

おたる望洋パークタウンにおける宅地開発事業は、全体開発エリアを四つの工区に分割し、昭和55年に第 1 工区を株式会社小樽都市開発公社の100パーセント事業として造成着手しました。その後、第 2 工区、第 3 工区の開発につきましては、株式会社小樽都市開発公社10パーセント、三菱地所株式会社90パーセントの共同事業として進めてきたものであります。

宅地開発事業の進ちょく状況は、平成16年10月末現在、第 3 工区までの開発が完了し、開発区画数1,403区画に対し、1,063区画を販売し、定住人口は1,312世帯、3,754人となっており、未開発エリアは、第 4 工区を残すのみとなっております。

今年、第 3 工区までの開発が終了しましたことから、公社の今後の在り方についての問題、課題を整理しましたところ、一つ目に第 3 工区の開発事業資金として、平成 9 年に融資を受けた資金の返済を平成16年末に実行するため、3 の 2 工区の販売宅地242区画の持分10パーセントを返済資金確保のために売却します。

この結果、公社の販売宅地の保有がなくなり、公社の主力業務である宅地販売事業がなくなること、二つ目に第 4 工区の開発着手時期の見通しは、第 3 工区の販売在庫処理に左右されることとなりますが、宅地需要が大きく低迷している現在、開発に着手することは難しいこと、三つ目に販売業務以外の公社業務が、三菱地所株式会社から委託されているタウン管理と公社所有のウイングの管理業務だけとなり、管理経費に見合う収入が見込めないことから、平成17年度以降、赤字経営となること、以上のことなどから、株式会社小樽都市開発公社の平成16年度末での解散に向け、関係者、関係団体と協議を進めているところであります。

なお、全体出資金 1 億300万円の処理につきましては、債務返済後の資金残高約3,000万円が見込まれることから、これを株主出資比率に応じて分配される予定であり、本市分は約1,500万円になると考えております。

解散後の望洋パークタウンにつきましては、今後のタウン機能の整備や利便施設の誘致、ウイングの建物管理などを三菱地所株式会社が継続して行うこと、また、第 4 工区の開発につきましては、今後の社会情勢を見極めながら、小樽市と三菱地所株式会社の間で協議してまいりたいと考えております。

解散に向けた今後のスケジュールにつきましては、平成17年 2 月ごろまでに公社臨時取締役会、臨時株主総会での解散決議を経た後、清算手続に入り、最終的に平成17年 8 月ごろに清算手続が終了する予定となっております。

委員長

次に、本定例会に付託された案件について説明願います。

「議案第33号市道路線の認定について」

「議案第34号市道路線の変更について」

(建設)用地管理課長

議案第33号市道路線の認定について説明いたします。

今回、議案として提出した22路線につきましては、開発行為に伴い小樽市へ帰属され、管理していたものと、一部未処理であった民地が寄附されたことから、住宅もおおむね張り付き、一部を除き除雪路線に位置づけし、実施していることから、今回、市道として認定するものであります。

それでは、認定路線ごとに説明いたします。

幸南7号線につきましては、幸2丁目において、株式会社札幌土建工業で、上赤岩西1線につきましては、赤岩2丁目において、有限会社アーバンデザインで、一八小路線につきましては、松ケ枝1丁目において、新日本海物産で、向陽天満宮分線につきましては、天神1丁目において、北海道勤労者住宅協同組合で、若竹公園前通線につきましては、桜1丁目において、株式会社土屋ホームで、四ツ葉学園小路線につきましては、桜3丁目において、渡辺昭氏で、四ツ葉学園裏通分線につきましては、桜3丁目において、株式会社アムールアンドテラで、四ツ葉学園横通線ほか1線につきましては、桜3丁目において、杉本産業株式会社で、朝里墓地通分線につきましては、朝里4丁目において、株式会社西條産業で、ベイビュータウン西通線ほか7線につきましては、新光町において、道北振興株式会社で、文治沢第1線につきましては、朝里川温泉1丁目において、株式会社橋本建設で、銭函1丁目公園通線につきましては、銭函1丁目において、森昌株式会社で、パステルタウン通線につきましては、銭函3丁目において、日本勤労者住宅協会で、それぞれ開発行為が行われたものであります。

朝日通南線につきましては、一部未処理の民地が小樽市へ寄附されたことから行うものであります。

次に、議案第34号市道路線の変更について説明いたします。

今回、議案として2路線を提出しておりますが、まず初めに蘭島停車場通線につきましては、蘭島駅前新日本海物産において開発行為が行われ、ほぼ住宅も張り付き、除雪路線になっていることから、現市道を延長するものであります。

長橋2丁目第2山手線につきましては、平成15年第2回定例会に提出されました陳情第9号で、2筆の地権者からの寄附が完了したことから、認定路線を延長するものであります。

これによりまして、認定と変更を合わせますと、24路線、約5.5キロメートルになります。したがって、今回の認定予定分を含めますと、市道認定が1,470路線、延長で約573キロメートルになります。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長

それでは、これより一括質疑に入ります。

順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、れいめいの会の順といたします。

共産党。

新谷委員

通告していなかったのですけれども、今、いろいろと説明がありましたので、伺います。

小樽都市開発公社の清算と事業評価について

まず、小樽都市開発公社の清算についてなのですけれども、共産党としては、毛無開発には反対したのです。この公社の清算に当たって、ちょっと聞き取れなかったのですが、出資金1,500万円は返還になるようなのですけれども、最初に幾ら出していたのか、この開発をどう評価しているのか、伺います。

(建設)まちづくり推進課長

まず最初に、幾ら出資していたのかということでございますが、小樽市としましては現物出資ということで、朝里地区の土地を出資しておりまして、その分の金額としては5,300万円ほどの金額となっております。

次に、事業評価ということでございますが、先ほども説明させていただきましたけれども、公社の目的が「恵まれた自然環境と調和した良質な住宅の供給を目的とする」ということで開発をしてございまして、現在、あそこに1,312世帯、3,754人が居住されているということでございます。そういう意味では、市民並びに近隣からの住宅建設の要望、あるいは、そういったニーズにじゅうぶんこたえてきた開発であったと考えてございます。

新谷委員

市道の認定基準について

この件については、私も不勉強ですので、これで終わります。次に市道の認定なのですけれども、今聞いた限りでは、主に開発行為があった所で認定しているような感じなのです。個人でも、何人かをお願いして、「土地の所有者も了解していますよ」ということで、要望を上げている方もいると思うのですけれども、この認定基準はどうなっているのでしょうか。

(建設)用地管理課長

まず一つ、今回の24路線の大多数は、委員がご指摘のとおり、開発行為に伴って帰属された市の管理等になっている道路を認定してございます。それで、認定につきましては、確かにいろいろな方、いろいろな方面から、要望は上がってきてございまして、先ほどの陳情第9号も、地先の皆さんの陳情ということでございます。

そういうことで、現在、開発行為に伴うもの以外の認定要望というと、大枠でございましてけれども、件数でいくと150件ほどの要望が上がってきてございます。

当然、基本的には権原といいますか、土地については、すべて小樽市に寄附していただくことが一つの大前提でございまして、今、小樽市は財政がたいへん厳しい状況です。認定に当たっては、土地一筆ごとに登記しなければならないものですから、測量を含めたそういった部分の費用も、当然、地先の皆さんに出していただかなければならない部分もあろうかと思っています。認定でございまして、それに伴う図面の作成もしていかなければならない。それらをクリアしていかなければ、なかなか認定にはならない部分があるかと思えます。

もう一つ、認定基準という部分でございまして、私どもが認定する基準でいきますと、幅員、こう配などが規定されていまして、ただし書にある4メートル以上の幅員がなければ、認定の基準にはなかなか合致しない。

また、行き止まりではなくて、公道と公道を結ぶ道路という条件もございまして、こう配については、小樽市は山坂が多いわけですが、15パーセント以下のこう配という基準もありまして、それらを総合的に判断して、認定を進めているというのが現実でございまして。

新谷委員

その基準はわかるのですけれども、個人的に要望している場合も、決して差別はしていないということでもいいですね。

小樽公園の再整備案について

小樽公園の再整備案が出されております。懇談会メンバーを市民公募しまして、各種団体が11団体ということで、これらはどういう団体ですか。

(建設)建設課長

11団体は、小樽造園事業協同組合、小樽市商店街振興組合連合会、小樽体育協会、小樽市PTA連合会、小樽観光協会、小樽緑と花の会、小樽地方私立幼稚園連合会、小樽青年会議所、小樽市老人クラブ連合会、小樽市総連合町会、小樽市身体障害者福祉協会でございます。

新谷委員

最初に、駐車場です。見晴らし台の駐車場を廃止して、第2駐車場を拡大整備していくということですが、ここは何台ぐらいが駐車できるのでしょうか。

(建設)建設課長

今、私どもの方で説明できるのは、今すぐこういう形で整備するというわけではないですから、懇談会で出されたご意見ということでお聞き願いたいと思います。

現在、第2駐車場は127台駐車できるようになっています。あの辺を駐車場として計算しますと、だいたい180台ぐらい駐車できるのではないかと想定ができます。それと、見晴らし台の駐車場が現在25台です。ただ、見晴らし台は今の懇談会では、「展望台や展望広場という形の方がよいのではないかと、あそこにまで駐車場をつくる必要はないのではないかと」というご意見が出されております。

新谷委員

これは決まったわけではないということですが、例えば、第2駐車場に駐車して、桜ヶ丘球場まで歩く場合、ちょっと距離があるかなという気がするのですが、このあたりはどういうふうに話し合われたのでしょうか。

(建設)建設課長

懇談会でのご意見では、「球場までは、大した長い距離でもない。だから、第2駐車場に駐車していただいて、あとは歩いて大した距離ではないのではないかと」ということです。それで、各箇所の拠点と申しますか、そういう所に駐車場を配置して、施設までは歩いていただくという話になっております。

新谷委員

それから、こどもの国について、今度は平日の営業をやめるということなのですが、平日と土日祝日の今の利用状況はどうですか。

(建設)庶務課長

こどもの国は、平成4年度から入園料を徴収しておりませんので、あくまでも推計値になりますけれども、今年度の場合、平成16年4月24日から10月11日まで開園していましたが、今年度の推計値で申しますと、合計の入園者が2万5,446人、土日祝日を推定しますと2万475人、平日は4,971人という数字になってございます。

新谷委員

傾向としてはどうなのですか。利用者が減っているのか、増えているのか。

(建設)庶務課長

過去3年の総計人数で申し上げますと、平成14年度が2万6,780人、15年度が2万6,875人、今年度が2万5,446人ですから、今年度は若干落ちていますが、ほぼ横ばいと考えてよろしいかと思っております。

新谷委員

小樽公園再整備におけるこどもの国の小動物園廃止案について

それから、小動物園の廃止ですが、これはどういう理由が挙げられているのですか。

(建設)建設課長

小動物園は、昭和45年に開設されまして、今の飼育舎が、もう老朽化しておりまして、冬になると動物たちで飼育舎の中がいっぱいという状態でありまして、すし詰め状態であります。私たちが見てもかわいそうだなという状態が続いている状況です。あとは、動物の高齢化、ほとんど新しい動物が入っておりませんので、推定年齢はちょっとわかりませんが、そういう状況でありますので、もうそろそろではないかなと感じております。

新谷委員

やはり、かわいそうですよね。私はこういう記憶があります。私が小さいころにここに行きまして、やはり、楽しかったです。そして、たしか、クジャクもいたと思うのです。羽を広げた様子を見ると、すごく胸が躍るというか、そういう記憶があるのです。小動物というのは、現在、少なくなったとはいえ、小樽公園以外にはいないですよ。

ですから、子どもの情操教育にもいいと思いますし、それから、子どもが安心して行ける場所、伸び伸びできる

場所があってもいいと思うのです。保育園の子どもたちは、保育士に連れられて、キャベツの葉などのえさをあげたりして、すごく喜んでいる。そういうことを考えれば、確かにいろいろと効率面というか、お金がかかるとか、そういうことはあると思うのですけれども、やはり、できたら若い動物を入れて、小動物園は、ぜひ、残してもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(建設)建設課長

皆さんから、それぞれたくさんのご意見がございます。今のように「残しなさい」というご意見もございますし、「もう使命は終わったのではないか」というご意見もございます。それで、一応、懇談会では、「もう使命は終わったのではないか」という話でございますけれども、今後、もし、小動物園をなくしたと仮定しましても、土曜日、日曜日、夏休み等に、そういう動物を扱っている業者等を招いたり、いろいろなことが考えられるのではないかと。

それで、私たちは、まだはっきりした計画は立てておりませんが、一応、これからどういうふうにして考えていこうかという状況でありますので、今これで小動物園を廃止するだとか、どうするという結論づけは、まだ今のところはっきり決定している状態ではございません。

新谷委員

先ほどの懇談会のメンバーを見ると、小さい子どもに携わる団体の方がいないのかなと思います。PTAは小学生ですからね。やはり、子どもたちの目線で考えていただきたいと思うのです。子どもの意見というか、要望というか、そういうものは、なかなか聞きづらいかもかもしれませんが、保育所だとか、そういう施設の話をよく聞いて計画を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(建設)庶務課長

今、建設課長の話にありましたように、これから市民の皆さんの声を聞くということは、絶対に必要だろうと思っていますので、そういった部分で広く話を聞いていきたいと思っています。

新谷委員

ぜひ、よろしくをお願いします。

それから、スケジュールなのですが、まだ決まっていないというものの、資料では、「平成18年度に実施設計及び一部工事の実施」となっていますけれども、どういう場所から始めていくのでしょうか。

(建設)建設課長

まだ、白紙でございます。

新谷委員

市営住宅使用料の算定方法について

それでは、次に住宅使用料の問題です。今日、資料を出していただきました。最初の資料3だけではちょっとわかりづらいのではないかと思いますので、住宅行政審議会に出された資料を提出していただいたのですけれども、この利便性係数の算定に当たって、立地利便の所にA、B、Cとありますよね。このCで、網かけしている部分を削除した理由は何でしょうか。

(建設)建築住宅課長

今回の利便性係数の改正のポイントになる部分でございますけれども、従来、今、皆さんのお手元にあります資料の立地利便にかかわるものについて、CマイナスAをBマイナスAで割った数値を、1から引いた数値に0.15を掛けるという算定式で算定しておりました。

この考え方は、市内の土地の評価を固定資産税評価額相当額を用いて相対的に計ると、そういう意味合いで、こういう計算式を用いているわけですが、そういう中で従来は、市営住宅のほとんどが、都市計画法の用途地域でいう住宅地系の用途地域にあるものですから、それらを標準として算定していたということです。

従来算定式では、商業地等ということで、都市計画法の用途地域では、商業地域、近隣商業地域にある市営住

宅につきましても、住宅地にある市営住宅の固定資産税評価額相当額を上限として計算していたわけです。

それで、今回、この利便性係数の幅が、公営住宅法施行令の改正による変更がありまして、また、その改正の趣旨も「商業地等に立地する住宅の便益を適切に反映するための改正です」と、そういうことでありましたので、私どもで検討した結果、このCの網かけ部分を外すことによりまして、従来、住宅地の固定資産税評価額相当額の最高額を上限として定めていたものが、商業地域及び近隣商業地域については、その場所そのものの固定資産税評価額相当額を用いることができるようにしました。そうすることによって、商業地域及び近隣商業地域にある市営住宅の立地による便益が適切に反映されるだろうと考えまして、Cの網かけ部分を外すようにしたということでございます。

新谷委員

公営住宅法施行令の一部改正で行ったということなのですが、このCの網かけ部分は、それに定められたものなのですか。

(建設)建築住宅課長

先ほども申し上げましたけれども、施行令の改正の趣旨は、「商業地等に立地する住宅の便益を適切に反映するため」ということで定められて指示されているだけで、この利便性係数の算定自体が、事業主体ごとで実際は違うところなんです。ただ、道内におきましては、北海道がこの計算方式を使っておりまして、また、道内の多くの市町村がこの計算方式を使っているということでございます。小樽市も、従来からこの計算方式を使っておりまして、この計算方式の中で、今回の改正の趣旨に合うようにということで、私たちも扱い方を変えたということでございます。

新谷委員

これは北海道が使っている方式だということですが、では、全道の市町村、村はどうか分かりませんが、市や町が全部この計算方式を使っているのですか。

(建設)建築住宅課長

すべての市町村がこのように算定しているかどうか調べたことはございませんけれども、小樽市内におきましては、道営住宅と市営住宅が混在している場所もございます。同じ場所、同じ住戸タイプの中で、やはり、道営住宅と市営住宅の家賃の乖離というものがあっても、支障がありますし、また、この係数の考え方自体が、固定資産税評価額相当額を用いておりまして、この計算方法が場所の立地利便を推し量るのにも適切だろうと、そういう考えもあって採用してきているところがございます。

新谷委員

商業地域内の住宅使用料に係る利便性係数の改定について

今、道営住宅のことが話題になりましたので、道営の方といいますと、今度、新光と若竹が対象になっていますよね。その新光に古い道営住宅があるのです。そこは古いために2戸を改修して1戸にしたのですけれども、それが4棟だったと思います。そのうちのほんの1棟が、近隣商業地域にちょっとかかっているだけで、同一敷地と見なして、ほかの住宅も含めて、4棟全部同じく家賃を上げるのです。そして、そこからちょっと離れたもう一つの道営住宅は、商業地域にかかっていないということで値上げしないという矛盾があるのです。

私は代表質問の際にも言いましたけれども、このやり方というのは、国の方針で、国が住宅の建設費だとか、家賃収入の補助を削ろうということ、実際に地方に負担をかぶせるということ、いろいろ考え出したものではないかと思うのですが、そういった矛盾があります。

そして、予算特別委員会で、市民クラブが要求しました資料を見ますと、手宮公園住宅の利便性係数は、今度、利便性係数を上げようとしている稲穂北住宅よりも高いのです。手宮公園住宅は0.986です。手宮公園住宅の用途地域というのは住居地域なのですか。商業地域、近隣商業地域ではないですよ。けれども、こういうふうに係数が高いのです。

逆に、稲穂北住宅と稲穂改良住宅は、それぞれ0.934、0.907ということです。こういうふうな数字が出ると、これはどうしてこうなるのかなと思うのです。やはり、以前の計算方法でこうなっているのですか。

(建設)建築住宅課長

今、道営住宅のお話がありましたが、私どもが聞いている範囲では、道営住宅の方は地域ごと、団地ごとで利便性を考えているということで、あくまで団地としては一部がその商業地域にあったということですね。それは団地として総体的に考えるために平均値を出してやるようにしているということで聞いております。

実際の利便性係数は、団地ごとに違うわけですが、今日、新谷委員から要求された資料を見ていただくとおわかりのように、利便性係数につきましては、立地による利便と、設備による利便と、この二つでその住戸の利便というものを家賃に反映させるようにしております。

従来は、利便性係数の幅が0.7から1.0ということで、その0.3の差をどのように配分するかということで、0.3のうちの0.15の部分を立地による利便に配分しまして、残りの0.15を設備による利便に反映しているところです。

今回は、あくまでも立地利便に関する部分の改正ということで考えているのですけれども、設備による利便は、トイレが水洗か、くみ取りか、また、浴室があるかないか、浴室があった場合もふるがま、浴槽を事業主体が設置しているのか、入居者が設置するのかということで、ここにございますように細かく係数を分けて計算できるようにしております。

先ほど手宮公園住宅と稲穂北住宅の係数の違いということでお話がありましたけれども、確かに立地の部分につきましては、稲穂北住宅の方が固定資産税評価額相当額が高いので、係数的には高くなるのですが、設備の設置状況は手宮公園住宅の方がいい、要は、事業主体が、おおむねの設備を設置している住宅ということで、利便性が高くなっているのです。総合的に算出した場合に、手宮公園住宅の方が利便性係数が高いという状況になっております。

ただ、今回改正いたしまして、稲穂北住宅の方は、先ほど報告いたしましたけれども、今の数値から上がっていきますので、総体的に稲穂北住宅の方が係数も高くなるということでございます。

新谷委員

そうすると、手宮公園住宅の立地利便の数値というのは、これは幾らになるのですか。

(建設)建築住宅課長

手宮公園住宅は、今のままでございます。

新谷委員

今のままという。

(建設)建築住宅課長

手宮公園住宅は0.986で変わりません。

新谷委員

いや、立地利便です。

(建設)建築住宅課長

立地利便も変わりません。今回変わるの、商業地域と近隣商業地域にある市営住宅の部分が変わってきますけれども、それ以外については、固定資産税評価額の評価替えがあるまで、この利便性係数は変わりませんので、この0.986のままでございます。

新谷委員

いや、ちょっとすみません。何か理解ができないのですけれども、0.986というのは立地利便と設備利便を合わせたものでしょう。だから、立地利便は幾らかと聞いたのですけれども、手宮公園住宅と稲穂北住宅の設備はそう変わらないと思うのですが。

(建設)建築住宅課長

手宮公園住宅につきましては、今日提出いたしました資料の設備による利便の方はゼロになっております。トイレも水洗でゼロですし、浴槽、ふろがま、ともに前もってついていますので、ゼロでございます。この0.986というのは、立地による部分だけで決まっている数値ということでございます。

新谷委員

これはわかりました。

それで、この利便性係数が商業地域、近隣商業地域ということで変わってきたのですけれども、実際に話を聞きますと、確かに場所は便利がいいけれども、住環境としてどうかということもありますし、それから、実際に家賃のほかに暖房の都市ガス代が、ものすごくかかっているとか、管理費もたいへん高く、全体としては出費が多くなっているのです。そこへ今回の利便性係数というものを持ち出されて、家賃が高くなるというのは納得がいかないということなのです。

この利便性係数は自治体が決められるものですから、ここが自治体で決められる唯一の部分ですから、ここしかないわけですから、だからこそ実態を調べて住民の負担にならないようにするために、係数をもう少し低くして、家賃にあまり負担にならないようにすべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

建設部長

この利便性係数につきましては、代表質問で市長が答えているところでございますけれども、やはり、今回の法改正の趣旨が、立地条件がよい場所の住宅とそういった場所ではない住宅との差があるということが、大きな改正点になると思います。その中で、今お話にありましたように、騒音だとか、環境だとか、いろいろな問題もあるかと思うのですけれども、ただ一つは、便利さという点で見ると、やはり、商業地の方が上だろうという判断があると思います。

私どももいろいろな方々からお話を伺っているのですけれども、先般の住宅行政審議会の中でも、そういう議論がされまして、たまたま、あそこに住んでいる方もいたのですけれども、その方もお話ししているのは、やはり、便利がいいということは言うておられますし、皆さん方が考えている中では、こういった法の趣旨も理解できるということで、やむを得ないのではないかとことをわかっていただいたと思っているところでございます。

新谷委員

審議会では、そういう話をされたかもしれませんが、やはり、収入の多い方とそうではない方がいますから、そこら辺は考えていただきたいと思うのです。

稲穂北住宅の住宅使用料改定について

次に、稲穂北住宅なのですけれども、あそこの再開発のときに、立退きになった人たちが優先的に入居させてもらったと聞いています。その辺の経緯について、わかる方はいますか。

(建設)建築住宅課長

稲穂北地区につきましては、再開発事業で従前の住宅地、一部商業施設がございましたが、地区改良するという意味合いで再開発した場所でございます。そこに従前お住まいになっていた方々が入居できる施設として、今ございます稲穂北住宅の一部を従前居住者用住宅ということで位置づけて、前に居住していた方に入居していただいているところです。

新谷委員

平成8年7月7日に、稲穂北地区再開発準備会と市の住宅課が銭函住宅を見に行っているのです。そのバスの中で、ある方が給与明細書を見せて、「これ以上の家賃は払えないよ」と言ったら、当時の住宅課が「大丈夫だ、上がらない」と、そういうふうにしたというのです。それは口約束だと言ってしまうと、そのとおりかもしれませんが、この方は、少なくとも今までは家賃のことは安心していただけたわけです。

ここに来て、利便性係数の見直しで家賃を上げると言っていますが、この方は、「そういうようなことで進んできているのに、全くこれは納得がいかないのだ」と言っているのです。その辺はどうですか。以前のことでわからないかもしれませんが。

建設部 建築担当 鈴木次長

現在の公営住宅の家賃体系というのは、平成8年度に大幅な見直しをしまして、平成8年度以前は、建設費だとかそういったものから家賃算定を行っていたわけなのですけれども、平成8年度からは経過年数係数だとか、先ほども説明いたしました利便性係数、そういったもろもろの係数を使って算定するということになりました。それに当たっては、当然、収入に基づいて算定した家賃、高い収入の人にはそれなりの家賃、また、低い方にはそれなりに低くという形での家賃算定が行われてきたと。

そういったこともあって、当時としては経過年数係数というのがありますから、当然、建物が少しずつ古くなっていくわけですから、それは家賃に反映していくと。年々少しずつではありますけれども、家賃が下がっていくというのが基本となっていました。

ですから、そういう面で、当時はそういう話が出たのではないかと思います。ただ、やはり、年数がたつことによって、社会状況の変化などいろいろあって、法改正がされる上で家賃も上がるということは、これはどうしてもついて回るものだと思っております。

新谷委員

稲穂北住宅での家賃以外の経費について

はっきり言って、これはきちんと説明していないというところに問題があると思うのです。こういうことで家賃を変更したいとかそういうことも説明しないから、入居者の方も不満が出ると思うのです。

それで、先ほど家賃のほかに経費も相当かかっていると言いましたけれども、この辺の事情は知っていますか。

(建設)建築住宅課長

市営住宅に入居されている方も、生活のための日常的な経費というのは、個人負担していかなくてはならないと思っています。それが基本になっていますし、それらについては、自治会で入居者の負担金を集めてそれらを支出していただくと。これは市の方で低廉な住宅ということで住宅を建てて提供していますけれども、やはり、日常的にかかる経費は、入居者の方に負担していただいていると、そういう考えに基づいているものですので、これはやむを得ないと思っております。

新谷委員

何に幾らかかるとか、そういう実態をご存じですか。

(建設)建築住宅課長

その辺は各自治会にお任せしております、また、自治会のやり方によりまして、いろいろございますので、それぞれの住宅について、どのぐらいの経費がかかるかということは、申し訳ありませんが把握しておりません。

新谷委員

稲穂北住宅の方は、暖房とおふろも、都市ガスですよ。暖房自体がとても寒いそうです。それもリースです。2DKでは5,400円。それから、おふろは週2回沸かすだけで、ガス代が月1万2,000円もかかるといいます。実はおふろを沸かさないと、銭湯か温泉か、よくわかりませんが、外に出ておふろに入っている人もいます。

そのほかに、それまではなかったエレベーターの管理経費が3,500円かかるということで、家賃以外にももろもろ2万円はかかっているのです。それに家賃をプラスされてですから、けっこうな金額になるのですよ。

ちなみに、民間のアパートで2DKの新光、場所は違いますけれども、新光の人に聞きましたら、家賃が5万2,000円で、管理費は取られないし、駐車場料金も取られないということで、だいたいこれぐらいなのです。

それに比べたら、市営住宅はこのように決して安くはないわけです。この方は家賃が2万5,000円ということですよ。

から、月に4万5,000円になるわけでしょう。市営住宅、それから、公営住宅法の目的からいっても、決して安い金額ではないと思うのです。

ですから、これは国のそういう方針にのっとって進めるというのではなくて、ここが唯一、自治体の裁量で決められる部分ですから、やり方をもう少し変えて、住民の負担にならないようにしていただきたいと、最後をお願いしますけれどもいかがでしょうか。

(建設)建築住宅課長

私どもも今回の利便性係数の改正に当たりましては、できるだけ市営住宅の入居者の負担にならないようにということで検討いたしまして、あくまでも今回の影響を商業地域及び近隣商業地域にある市営住宅にだけ反映させるようにということで、逆に、今回の係数が事業主体の裁量で決められる部分ですので、計算の仕方によっては、もっと幅の広い適用ということも考えられたわけなのですが、私たちとしては、あくまでも、ほかの住宅については、家賃が変わらないようにということを最優先に考えまして、今回、商業地域と近隣商業地域の住宅についてのみの改正内容にしたところでございます。

確かに、家賃以外に管理経費などがかかるわけですが、それにつきましては、エレベーターがあれば、それだけの便益があつての支出ということをごさいますして、逆にエレベーターがなくて、設置を望んでいる住宅もございしますので、その辺はいろいろな考え方もあろうかと思ひます。

新谷委員

エレベーターについては、ちょっと異論があります。だれしもが年をとっていくわけですよ。ですから、私は、最初からエレベーターを設けるべきだと思うのです。そうすれば、本当に住替えをしたいのだけれども、なかなかできない、本当に足腰が痛くて我慢して我慢して、ようやく4、5階へ上っていくという話を聞くたびに、何だか本当にせつなくなるのです。だからといって「エレベーターがあるから、あなた方は得しているのだから、その分を負担しなさい」というのも、ちょっとおかしいのではないかと思うのです。

FF式灯油ストーブの市営住宅への設置について

それで、次に、今年は灯油が高いですけども、通常は都市ガスより灯油が安いのです。札幌の道営住宅では、壁に穴を開けなければいけませんけれども、FF式の灯油ストーブを認めて設置させているというのですが、そういう可能性というか、そういうことはできないのでしょうか。

(建設)建築住宅課長

小樽市の市営住宅におきましても、最近完成した勝納住宅ですとか、現在建設中のオタモイ住宅につきましては、各住戸の暖房は、FF式の暖房機を設置するようにしております。ただ、稲穂改良住宅は、都市ガス暖房機を設置しておりますけれども、これにつきましては、採用に当たりまして、住民の方のご意見を聞いて決めたと聞いております。

新谷委員

そうしたら、稲穂北住宅でも設置は可能なのですか。

(建設)建築住宅課長

稲穂北住宅は完成してから、まもないですので、まだ暖房機の更新というのは難しいと思うのです。その時期が来た時に、その時点でまた、どういう暖房方式が適切かというような検討は行われるべきだと思いますけれども、今は何とも申し上げられないと思うのです。

新谷委員

いや、都市ガス代が高いのですよ。それと、やはり、灯油の方が暖かい。一方で設置できて、一方で認めないというのもどうなのかと思うのですけれども、いかがですか。

(建設)建築住宅課長

認めている住宅と認めていない住宅があるのではなくて、最近建てた住宅は、FF式の灯油ストーブを設置しておりますけれども、当初からガス暖房を採用している住宅は、ガスでお願いしているところです。

そして、ガス暖房をしている住宅に、灯油ストーブを設置するとなると、やはり、く体に穴を開けなくてはならなくなりまして、後で穴を開けるといことは、建物にとってはよくないこととなります。やはり、ガスでお願いしていくということになるかと思えます。

新谷委員

それで、聞くところによりますと、北海道ガスは都市ガスの種類を変えると聞いたのですけれども。

(建設)建築住宅課長

今、北海道ガス株式会社が、小樽地区で、従来のガスから天然ガスへの変換工事を行っておりまして、いずれ市内全域が天然ガスに切り替わるということで聞いております。

新谷委員

そうすると、ひと月にかかるガス代というのはかなり違ってくるのですか。

(建設)庶務課長

私は昨年まで企画部にいたものですから、その辺のお話を伺っているので話しますと、天然ガスは金額的には3倍になるのですけれども、燃焼力も3倍になるものですから、総体的には変わらないと聞いてございます。

新谷委員

そうしたら、暖かくなるけれども、別に料金は変わらないということですか。それは、何が3倍になるのですか。

(建設)庶務課長

燃焼力、何というか、熱量、カロリーが3倍になって、少しのカロリーで、これまでの3分の1のカロリーで使えるということなものですから、金額は3倍になるけれども、3分の1の消費量で済むということで、総体的には変わらないということです。

新谷委員

けれども、建築住宅課の方で実際に安くなるのだということで説明しているのではないですか。違うのですか。

(建設)建築住宅課長

北海道ガスの方で説明に回っているかもしれないのですが、私どもの方でそのような説明をしたという経過はございません。

新谷委員

北海道ガスですね。

市営住宅入居者の住宅改修要望と計画的修繕の実施について

それから、私たちは何回か住宅懇談会を設けました。その中で、いろいろなご意見、ご要望があるのです。市で行う修繕と個人で行う修繕というように分けた冊子がありますけれども、それを見ますと、排水管だとか、畳床、これは市が行うようになっていきますよね。排水管が老朽化して、詰まって、いつも音がうるさいとか、それから、圧力で、ふたがぼんと飛んで汚い水が出てくるとか、いろいろと聞いているのです。

大規模の修繕は、その時その時に合わせて行っているということですが、入居者の皆さんがこれら不満に思っていること、または、直してほしいなどの要望は、実態としてどれだけ押さえていますか。

(建設)建築住宅課長

管理住宅が約3,600戸ありまして、申し訳ないのですが、それらすべての実態調査というものを行った経過はございませんけれども、住戸の内部につきまして、まず、基本的には、住替えがあった際には住戸内の改修を行います。

また、各住戸の中において、居住に支障があるような大きなトラブルがございまして、それが住宅管理公社を通

じて私どもの方に連絡された場合に、現地を見に行きまして、確認して、これは修理しなくてはならないという場合も修理を行っている経過がございます。

ただ、やはり、長い間入居されていて、老朽化してくる部分もございまして、それにつきましては、新谷委員の代表質問で市長から答弁させていただいておりますけれども、住宅マスタープランに基づいて、来年度に公営住宅ストック総合活用計画を策定する予定なのですが、その策定作業の中で、主に外観にはなりますが、実態調査を行って、内部の改修計画についても検討してまいりたいと考えております。

新谷委員

ぜひ、そうしていただきたいと思います。入居者の方々も決して無理なことは言っていないのです。畳は全部が無理であれば、計画的に一部屋ずつでもいいとか、やはり、市の財政状況が厳しい厳しいと聞くものですから、すごく遠慮した要望なのです。けれども、今、実態を調べていただけるということでしたので、ぜひ、そういうことで計画的に修繕していただきたいと思います。

新谷委員

砂まき業務の状況と砂箱設置について

除排雪のことを言っていなかったのですけれども、今日も現地視察に行きまして、今日はまだいい方かなと思いましたが、最近の天候の影響で非常に滑りやすく、病院にも転倒した方がたくさん行っているということで、けが人も多い状況ですし、車の事故もありました。

それで、私もそういうことを聞いて、「ここに砂まきをしてください」とお願いしましたが、砂まきの出勤が遅かったのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

(建設)維持課長

今年は、例年になく零度前後ぐらいで気温が推移してまして、日中に解けた雪が、夜になって凍結する、そういう場面が多々見られると。そういうことで、今年、私どもの方でも、当然、凍結路面への対応、除雪ということではなくて、総合的な路面管理ということでいろいろと対応しています。

一つは、砂の散布車両による砂まき、それから、砂箱に砂を補充して、それを利用してもらう。さらには、地域住民の提案で、砂まきボランティアといって地域の方に砂をまいてもらうなど、そういういろいろな手法を行っております。

数字として砂の補充量を調べますと、昨年12月14日現在では、約3万5,000キログラムぐらいでしたが、今年は同じ時期で比べて5万4,000キログラムと約5割ぐらい多く補充しているということになります。

例年、冬の始まる時期ということで、私どもは初冬期と言うのですが、毎年この時期が一番滑る時期ということで、砂まきの出勤につきましても、通常ですと夕方は4時からなのですが、早めに出動してくれないかということで、ステーションにも話をして、出勤を早めて作業しているところなのです。

あと、日中に苦情が来るものについては、砂を散布できる場所については、日中に作業しているという状況にあります。いかんせん、作業車につきましても、こう配の非常にきつい所につきましても、車自体が上れないというケースもございまして、すべてを散布できるということではございません。

私どもの方で定期的に巡回する路線を決めておりますけれども、それ以外につきましても、当然、砂散布できる状況があれば、出勤をかけている次第でございます。いかんせん、気象状況によって、いろいろと路面状況は変わりますけれども、私どももできるだけ対応できる範囲の中で進めていきたいと思っております。

新谷委員

天気の状況で本当にたいへんですけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。それで、砂まきボランティアの人数というのは増えているのですか。

(建設)雪対策担当 田中主幹

昨年度は約90件ほどありまして、今年は、今増えているところですから、まだ、把握してはいないのですけれども、今のところここ1週間あたりは10件ぐらいずつ増えているような状況であります。

新谷委員

ボランティアの方がいるので本当に助かるのですけれども、市内すべてを歩いているわけではないのでわかりませんが、ここに砂箱があった方がいいのではないかなと思う場所もあるのです。そういう場合の対応なのですから、それはどうなのですか。「はい、わかりました」となるのかどうか。

(建設)維持課長

現在、砂箱は市内に573か所あります。数年前までは300か所ぐらいだったのですが、最近増やしているのです。

私ども、除雪作業を行っている方から見ますと、砂箱の設置につきましては、当然、設置する場所を現地で見させてもらいます。その中で、まず、砂箱自体は道路敷地の中に設置しなければならないという原則があるものですから、非常に狭い道路ですと、除雪作業のじゃまにならないか、車のじゃまにならないかを確認させてもらいます。

それと、基本的には、まず、市の用地の中で砂箱を設置する場所があるのかどうかということを見させてもらいます。ここ数年、こうやって増やしてきていまして、かなり古い砂箱については、毎年少しずつ取り替えてはおりますけれども、これについての維持管理費が非常にかかっております。

数年おきにペンキの塗替えをしているという状況もあります。かなり以前にも、議会で砂箱が非常に老朽化していて傷んでいるというご指摘も受けています。それについては、重々、直してはおりますけれども、どんどん数を増やしていくと、それに対してのお金も出ていきますので、狭い場所であれば、砂まきボランティアや、地域の方が使いやすいような形で砂まきを行っていただければ、たいへん助かるということになります。

新谷委員

それで、これは要望なのですけれども、市役所に来る方々が、北側の玄関というのですか、図書館側の玄関、本当に緩いスロープなのですけれども、けっこう転倒している方がいます。掃除の方が見ていて、「転んでいるよ」ということで、私も歩いていて砂がちょっと少ないのかなと思います。本当におっかなびっくり歩いているのです。

それで、もう少し砂まきを強化していただきたいということを要望して終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

佐々木(茂)委員

余市川水源のアイスシャーベット流入防止対策について

まず初めに、水道局の方に質問したいと思います。今年の1月に余市川水源のアイスシャーベット流入で、天神浄水場の原水流入量が減少し、一部の地域で断水に至ったということがありました。それで、水道は電気やガスと同様に、市民のライフラインと位置づけられているものと考えます。そこで尋ねますが、道内の各都市においても、このような事故があるのではないかと考えられますが、その辺の状況がわかれば、教えていただきたいと思います。

(水道)浄水課長

道内の事例といたしましては、旭川市では平成13年に石狩川にあります永山取水口が、シャーベットが原因で閉鎖しています。結果的には、2万7,000人に影響を及ぼしたという事例があります。また、札幌市では平成10年までに断水には至らなかったのですけれども、発寒川の取水口が、年に4、5回閉そくしたという事例がございます。

佐々木(茂)委員

それで、今の状況ではあまり積雪はございませんけれども、今年もまた、雪のシーズンに入りました。それで、各都市を参考にしながら、このシャーベット対策を講じられているものと思いますが、この1年間でのシャーベッ

ト対策について聞かせていただきたいと思います。

(水道)浄水課長

私どもも二度と起こしたくないということで、まず一つといたしまして、監視体制の強化を行いました。

取水井室に監視カメラを常設し、濁度計室と取水井室に電話機を設置しました。取水口上流の河川に除排雪した雪の投入がある関係で、赤井川村役場と株式会社キロ口開発公社に、その辺の申入れと協議を行っております。

シャーベットの流入防止対策につきましては、流入防止パネルの設置、オイルフェンスの改良と位置の見直しを行っております。

シャーベットが流入した後の除去対策、流入した場合の対策としましては、取水井室でのシャーベット除去のために昇降機を設置いたしました。だいたい4.5メートルぐらいの高さがありまして、人力ではちょっとたいへんですので、そのために搬出昇降機を設置しました。それから、沈砂池からのドレン水路しゅんせつと河川のしゅんせつをあわせて行っております。この他に沈砂池の開口部のふたの軽量化とシャーベットをすくうたも網というのですが、それらの用具の整備と消防ポンプの購入などを行っております。

平成16年度からの対策としましては、委託になると思うのですがけれども、天気を見て事前に監視員を配置する。もう一つは、シャーベットをすくうために人力ではたいへんですので、小型機械を配置する。これらの対策を考えております。

佐々木(茂)委員

今年のこの事故を教訓に、今、説明いただきましたように、たくさんの対策が講じられております。それを踏まえて、またいっそうの努力をお願いしたいと思います。

悪質業者の手口を紹介する市民向けPRについて

それから、通告はしていなかったのですが、「ニセ水道局員や悪質な訪問販売にご注意」というすばらしいチラシを町内会あてに配布していただきました。実際にこのチラシができたということは、事件があったために、市民の方が事件に遭わないようにということで、このチラシを配布されているのではないかと思います。実際にこういう事件が何件あったか、把握されていますか。

(水道)給水課長

市民の方から電話による問い合わせ、それから、来客等で、私どもで押さえている数字といたしましては、11月末現在で122件の問い合わせが水道局にございます。

佐々木(茂)委員

それで、これはいわゆるおれおれ詐欺や、いろいろな詐欺事件との関連もあるだろうし、今、伺いましたら、12件もそういう事件に遭っているということでございますから、このチラシを配ることによって、いっそうのPRを進めていただきたいと思います。

陳情第51号「築港駅前歩道橋撤去方について」及び第52号「市道高商通線の歩道整備方について」の今後の見通しと対応に関して

次に、建設部に質問させていただきます。陳情第51号「築港駅前歩道橋撤去方について」、それから、陳情第52号「市道高商通線の歩道整備方について」の関連でございます。

陳情第51号は、若竹町の築港駅前歩道橋を撤去してほしいという陳情でございます。これから、築港地区に道営住宅が建設される。それから、分譲マンションということで現在、空き地になっている場所に建ちますよね。

例えば、もし、この歩道橋を撤去しますということで、仮にOKとなったら、その後の予定などを踏まえて、今後の対応があるのかどうか。それから、市道高商通線については、現状はああいう状況ですから、難しいのだよということなのか、その辺の見解を聞かせていただきたいと思います。

(建設)まちづくり推進課長

歩道橋を撤去することによる今後の対応はどうかということでございますけれども、少なくとも撤去するに当たっては、国道ですから、北海道開発局の小樽開発建設部と、当然、協議していかなければならないということで、その協議の中でも、撤去に当たって支障がないというような形で住民の方なり、利用者の方なり、いろいろな要素があるかと思うのですけれども、その辺を解決した中で、開発建設部の方に撤去方をお願いしていくという形になるかと思えます。

撤去後の状況についても、ある程度、市の考えを整理した中で、当然、開発建設部の方にお願いしていかなければならないということになるかと思えますので、撤去後のことについては、どういうことが考えられるのか、今後検討する必要があると考えています。

(建設)建設課長

陳情第52号の市道高商通線でありますけれども、昭和55年以前に都市計画道路として幅員16メートルでできている道路でございます。歩道幅員は2.5メートルありますけれども、現状がそのような状況で、横から市道、それからいろいろな車庫だとか、ああいうように段々畑的に家の基礎の高さがみんな違っていると、玄関高が違っていると。

そうしたら、どこに合わせていけばいいのかと、そういう頭を悩ます問題で、その当時は、ああいう形でつくったのではないかと思われまます。ただ、現在、基礎の高さが変わらない限り、また、舗装を直しても、状況的にはそんなに変わらないのではないかという難しいという状況であります。

佐々木(茂)委員

富岡1丁目共同住宅建設地の石垣のその後の状況について

次に、ちょうど1年ぐらい前になりますか、富岡1丁目の税務署付近の石垣の状況ですが、市の費用で、雪の降る時期になるのでシートを張ったと記憶しておりますが、その後、私は現場を確認しておりませんが、その後の状況について聞かせていただきたいと思えます。

(建設)確認申請担当 佐藤主幹

昨年2月に着工した富岡1丁目の高齢者用賃貸マンション建設工事を巡りまして、昨年来、近隣住民が急に擁壁に亀裂が入ったなどと、いろいろな問題がありまして、平成15年12月22日には、議会のご理解も得ながら、市が施工者に代わりまして、緊急避難的にシート養生をしたところでございます。

その後、融雪期を迎えましても、特段の状況変化がございまして、私どもも状況を見守ってございました。その間、建築主、施工者に対しまして、住民側から事態打開を求める動きもなかったように思いました。経過としましては、安寧な状況が続いていたと思っておりましたやさき、本年7月8日に住民側が小樽市をはじめ、5社に対して損害賠償請求ということで提訴されたわけでございます。先日、12月13日の第3回口頭弁論まで、小樽地方裁判所におきまして審議が重ねられております。今回は、年が明けて来年の2月17日に第4回の予定が組まれております。また、この間、9月8日の台風18号によりまして、昨年小樽市が養生しましたシートが強風によりまして飛散するなどの被害を受けました。住民からは「何とか手直ししてほしい」と要望が寄せられております。

この状況のひっ迫性にかんがみまして、小樽市としましては、今後、何らかの補修の手だてをしなければならないのかなということで、現在検討中でございます。そういうことで、私どもは宅地の状況については、特段の変化はないものの、住民要望のあるシート養生については、今後も検討していく必要があると考えています。

佐々木(茂)委員

小樽国際ホテルの動向について

次に、先日の定例会でも話がございましたけれども、小樽国際ホテルの動向、まちづくり推進室の方の関連で、これは一向に進んでいないように思うのですが、その後の経過といいますか、いわゆる「民間のことであり見守ります」という答弁が常にあるわけですが、現在どうなっているのか聞かせてください。

(建設)まちづくり推進課長

小樽国際ホテルのその後の状況ということでございますが、本会議でも答弁させていただいておりますけれども、本年8月11日に株式会社小山グランドパレスホテルに売却決定ということで、第3ビルの管理会社である小樽駅前ビル株式会社とこの買受人との間で、共益費あるいは今後の利用方法等について協議を重ねてきたと聞いておりますが、その後、なかなか思うような進展がないということで、現在も、なおそういった協議が続いていると聞いてございます。

佐々木(茂)委員

このまま推移を見守るということですね。例えば、話がありましたように、登録免許税の納付等、それから、問題の資金、金額だけは裁判所に入れた。登録免許税を納付しなければ、所有権移転登記はできないという形になっているのではないかと思います。

それで、それらの事柄を踏まえて、まちづくり推進室として、業者間の中を取り持つような考えはありますか。

(建設)嶋田参事

小樽国際ホテルの情報でございますけれども、今、課長が話しましたように、民間企業が取得した事案でございます。当然、小樽駅前ビル株式会社としては、共益費の請求という当たり前のことをやっていると思っています。

多額の費用でございますので、時間経過はあったとしても、協議は行っていると思います。それに対して、市の方で仲介役をしてはどうかというお話なのですけれども、小樽駅前ビル株式会社とは常に連携をとって協議してございますので、その辺はある程度、協議の中で結果は出せるのではないかと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

佐々木(茂)委員

住宅マスタープランの進ちょく状況について

次に、住宅マスタープラン等の策定について伺います。6月の建設常任委員会資料としていただきました住宅マスタープラン策定スケジュールによりますと、今年12月ごろに原案の取りまとめというスケジュールでございましたけれども、これらの進行状況について、現在どこまで進んでいるのか、その内容等を聞かせてください。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

住宅マスタープランの進ちょく状況ということで、答えさせていただきます。今、委員の方からお話がございましたように、今年度、住宅マスタープランの見直し作業ということで、現在、作業を進めております。見直しに当たっては、住宅計画策定委員会と庁内検討委員会、この二つの委員会を立ち上げまして、庁内と民間の方のご意見をという形で意見聴取を行いながら進めております。

現在までにそれぞれ3回ほどの委員会を開催しておりまして、その中で市営住宅を取り巻く現状や課題、それから、施策の方向性というところまで議論しております。第1回は6月、第2回は8月、第3回は10月ということでございました。現在、最終的な原案の取りまとめ作業を行っておりまして、12月ぎりぎりになるのですけれども、第4回目の策定委員会を開催して、その中で原案の承認を受けようと思っております。

作業的には、今年6月の段階で話したスケジュールでおおむね進んでおります。12月に原案の取りまとめが終了した後、再度その原案について市民の皆さんのご意見を伺おうということで、パブリックコメントという形で、インターネットといいますか、市のホームページにその内容を掲載したり、あるいは、それぞれの部署にペーパーとしてその原案を置きまして、市民のご意見を聞こうということ、1月下旬ごろになるかと思っておりますけれども、そういった作業を行おうと思っております。

そのご意見をいただきまして、今の予定ですが、最終的に2月に開かれます住宅行政審議会の方に、その住宅マスタープランについては諮問しようと思っております。そこで答申等のご意見を伺った中で、最終的に3月には新しい住宅マスタープランを策定しようということで、今後のスケジュールについては、おおむねそういう形で進める

ことができるだろうと思っております。

佐々木（茂）委員

小学校適正配置に伴う通学路の安全確保について

次に、先般の小学校通学路の問題で、教育委員会としては建設部との打合せの下に、通学路の安全確保を協議してまいりたいという話が出ていますが、議会がまだ終わっていないような状況の中で、今後、建設部としてはどういふふうに対応するのか、その辺だけ聞かせていただきたいと思います。

（建設）庶務課長

小学校適正配置に係る通学路でございますけれども、対象校が4校ということになりまして、いよいよ、今後具体的話になってきます。それで、教育委員会としましては、説明会を順次開催してございまして、いろいろな通学路に関するご意見やご要望を聞いてございまして、明日からその取りまとめに入ると聞いています。

それをもちまして、建設部と教育部間のすり合わせというのでしょうか、ほぼ具体的話を明後日ぐらいから漸次進めていきたいと考えてございます。

佐々木（茂）委員

民間機関への建築確認申請について

次に、建築確認申請について教えていただきたいのですが、先般も確認申請は小樽市を經由しなくてもできるという話を聞かせていただきました。それで、今回私が伺いたいのは、ホームック手宮店の大型店舗進出ということで、これは、経済部の関係だということでしょうけれども、建物は建てるわけですから、建築確認申請が小樽市を經由しないで、民間機関の方から出てくるということですが、小樽市が介入しないということになりますと、建築指導という観点からして、どういうものが建設されるのかということが、全くわからないと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

（建設）確認申請担当 佐藤主幹

建築確認に当たりましては、現在、建築基準法で関連法規を審査するという事で定められております。この関連法規につきましては、都市計画法ですとか、消防法ですとか、水道法、下水道法などということで、15種類ほどの法律が定められております。これらにつきましては、私どもが確認申請の中で審査してございます。

他方、これらに基づかない法律、例えば、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律とか、大規模小売店舗立地法、あるいは、食品衛生法など、他法に絡むものにつきましては、確認申請が出された時点で、建築概要書のコピーを関係部局に送付いたしまして、それぞれの部局でその法律に対応していただいて、指導していただいているということでございます。

民間機関に確認申請が出るようになりまして、今年で3年目でございます。年々この件数が増えて、今年は12件出ておりますけれども、それらにつきましても、確認がなされた時点で小樽市の方へ建築概要書のコピーが参りますので、それから、関係部局にそのコピーを送付して、それぞれ対応してもらおうということにしてございますので、委員がご指摘のような、漏れといいますか、谷間に陥るようなことはないと思います。今のところ問題はないと思います。

佐々木（茂）委員

漏れはないということで、ただ、私はできることであれば、小樽市内に建つ建物の建築確認申請ですから、小樽市に何とか出してもらえないのかなと思います。簡単に言って手数料が入らないわけです。そのことがちょっと疑問のあるところでございます。

準用河川の定義と各種占用料等の改定について

議案第20号と第21号、小樽市準用河川管理条例と小樽市普通河川管理条例の一部を改正する条例案の関連で、私は全然わからないのものですから、河川法を調べましたが、準用河川というものがない。

これは準用河川管理条例ということで、各種の占用料、流水占用料、土地占用料、それから、土石採取料、その

他の河川産出物採取料と書いてございます。

小樽市としてはどういう場所で、これらに該当する河川があるのか、それから、その他の河川産出物とはどういうものなのか、簡単に教えていただければと思います。

(建設)用地管理課長

まず、準用河川の定義でございますけれども、小樽市の準用河川としましては、4河川ございます。普通河川は81河川ございますけれども、準用河川というのは、1級及び2級河川と普通河川、その中間という意味合いです。

準用河川は、河川法の適用ではなく、河川法を準用できる河川という、それが準用という意味合いになっている、そういった川でございます。小樽市は、普通河川と準用河川を管理することになります。

それで、今回の料金値上げの問題でございますけれども、今まで小樽市の場合は、普通河川についての管理については、北海道の堤防敷地条例などを参考にしてやっていたわけですが、平成12年に地方分権の関係で、「各地方公共団体の方で条例制定しなさい」ということになりまして、平成12年に準用河川管理条例と普通河川管理条例を制定いたしました。

実は、料金は昭和55年に改定したきり、20数年間改定してこなかったということで、今回いろいろ調べましたら、全道の各都市は北海道に倣って料金を改定している中で、今回、料金を改定させていただいたところでございます。

大きな意味で言いますと、流水占用料というのは、工業だとか、農業だとか、それから、養殖関係に使う水の部分を改定してございます。ちょっとわかりづらいのは土地占用料という言い方なので、皆さんは借りている土地の料金が上がるのかなという意識でございましたけれども、土地占用料は、あくまでも鉄道敷地として貸している部分、それから、管の埋設だとか、電柱、鉄塔、こういった部分での占用についての改定になっております。

土石採取料、その他の河川産出物採取料ということで、これらも改定になりましたけれども、実は、小樽市の場合は、事例は1件もございません。大きな河川がないということと、市内の河川にそういった石や砂利などを採取するような場所もない状況だと思うのですが、これらの許可については1件もございません。

土石採取料の内容はというと、石だとか、樹木だとか、そういったものを採取できる川もありますので、そういったものを採取する場合には、こういうものが適用になりますということで規定しているところでございます。

佐々木(茂)委員

その他河川産出物というのは、何ですか。

(建設)用地管理課長

調べてみたのですが、1から11までに規定する以外というような表現になっていまして、どういうものかということ、事例はいろいろあると思うのですが、そこまで調べられなかったので、申し訳ございません。

佐々木(茂)委員

わかりました。答弁される方がわからないのですから、私にわからないのは当たり前ではないかと思うので、これ以上の質問はやめます。

建設部所管の審議会や委員会について

次に、建設部所管の各種の審議会、協議会、委員会とか、そういったものがあります。先ほど竹田主幹の話の中にも住宅マスタープラン策定についての委員会ですか、策定委員会という名目の下に、プランニングをやっていますよね。そして、それらの審議会とか協議会について、現在、それぞれどういうものがあって、どういう内容なのか、簡単に聞かせていただきたいと思います。

(建設)建築住宅課長

小樽市住宅行政審議会から説明したいと思います。住宅行政の円滑な運営を図るために、市長の附属機関として設置されているものでございまして、委員は15名以内となっておりますが、現在、14名で運営させていただいております。開催回数はおおむね年6回程度ですが、今年度につきましては、これまで3回開催しております。

審議内容としましては、住宅環境についてのこと、市営住宅の関連事項についてご審議いただいておりますが、今年度につきましては、先ほど報告がありましたように、住宅マスタープランの策定内容の審議、それから、今回提案させていただいております利便性係数の改定等に当たっての審議等をいただいているところです。

また、市営住宅の入居者についての審議というものがこの中にございまして、新設の市営住宅の場合には、特定目的住宅等の入居者選定なども行っているところでございます。

(建設)都市計画課長

都市計画審議会につきましては、都市計画法に基づき設置されておりまして、市決定、または、北海道決定まで都市計画判定について諮問を受けて、それに答申するという形で、現在、年に6回ほど開催されてございます。

(建設)建築指導課長

建築指導課でございますけれども、二つございまして、一つは建築審査会、もう一つは小樽市中高層建築物紛争調整委員会がございまして、

建築審査会につきましては、委員定数は5人以内ということで、案件があればなのですが、過去を見ますと、年3回か4回程度開催しているということで、何をやっているかといいますと、例えば、道路内の建築制限だとか、敷地と道路の関係だとか、いわゆる建築基準法第43条第1項にただし書がございまして、それを審査会の委員によって審査する、同意するという形になっております。

また、もう一つの中高層建築物紛争調整委員会につきましては、委員定数が5人以内ということで、現実、小樽市は3人というところでございまして、過去にも、それから現在も、こういった中高層建築物に対する紛争というものがございます。私どもも場所によりけりですが、高さが10メートルを超える建築物、これらについて中高層建築物の届出、こういったものを受理しました中でも、一応、指導はしながら、紛争の調整を行うという状況もございます。これは、非常にたいへんな問題になりますので、紛争はない方がいいとは思っております。

(建設)まちづくり推進課長

私どもの方で所管しております小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観審議会というものがございまして。この審議会につきましては、小樽市の景観条例に基づいて、都市景観の形成について、基本となる重要な事項について調査及び審議するということになってございまして、これまで都市景観賞の表彰だとか、歴史的建造物の調査などを必要に応じて行っているところであります。

今年は、けっこう話題になりました色内の小樽銀行協会ビルの登録歴史的建造物の抹消等についてのご意見をお聞きした経緯もございまして、これから特別景観形成地区ということで、景観法も意識したそういった議論もこの審議会の中で行っていきたくと考えてございます。

もう一つ、小樽市街なか活性化計画推進協議会というものも所管しておりまして、この協議会につきましては、街なか活性化計画を策定する際に、市民などのご意見を反映させながら計画を推進するため、当時、設置されました街なか活性化計画検討委員会を発展的に解消して、この協議会をつくったという経緯がございまして。年に1、2回開催してございまして、具体的な活動の中身につきましては、街なか活性化計画の進ちょく状況などをこの協議会の中で報告して、中心市街地の活性化について、いろいろな意見交換を行っているという内容でございまして。

(建設)住宅計画担当 竹田主幹

住宅マスタープラン策定委員会、これは単年度ということで、今年度で終了いたします。引き続き、公営住宅ストック総合活用計画を平成17年度に策定しますので、委員の構成はまた別にいたしますけれども、平成17年度は、公営住宅ストック総合活用計画の策定委員会を立ち上げる予定にしております。

佐々木(茂)委員

あとは公園だけですね。小樽公園再整備に向けた懇談会というのがありますよね。

(建設)建設課長

これは審議会や委員会ではございません。

佐々木(茂)委員

小樽公園について、先ほどまだ、確定していないと言っておりましたけれども、テニスコートを他へ移すという案がありましたよね。これは今の段階では、どこへ移す予定なのでしょうか。何か案があるのでしょうか。

(建設)建設課長

今の懇談会では、元東山中学校のグラウンドがいいのではないかという話は出ておりますけれども、そこへ持っていくという話ではなくて、あくまでもそういう案であります。

佐々木(茂)委員

地域総合除雪の設計内容について

次に、除雪関連について尋ねたいと思います。まず、今年の除排雪業務の契約については、入札で行ったのか、それとも随意契約なのか。

(建設)維持課長

地域総合除雪と言われています業務につきましては、例年どおり、除雪業者の登録を行ってもらいまして、その中で共同企業体、いわゆるJVを組んでもらいまして、今までJVを組んでもらった中で業務についての募集をしたところです。市内4地域に分けて業務を発注したのですけれども、それぞれ1JVしかいなかったということで、1JVとの随意契約ということでございます。

佐々木(茂)委員

ステーションが四つありますけれども、どこのステーションがJVになったのでしょうか。

(建設)維持課長

四つの地域でそれぞれ1JVが応札しまして、その1JVと見積り合わせで、随意契約です。

佐々木(茂)委員

それで、何点か伺いますので、まとめて答えていただければと思います。

設計の中で、作業効率が1.0から0.9に。それから、運搬距離が3キロメートルから2キロメートル。排雪について労務のところでは普通作業員が7名から4名に変わった。交通誘導員が4名から6名に変わった。それから、路面の移動運転、単価設定、去年まではなかったのですが、今年は312時間という形になっている。

機械運転手、助手、それが普通作業員だったものが今度は交通誘導員になったと。それから、除雪業務の中で、平均単価の考え方として昨年と比べて低下したのではないかと思います、その辺、答えられる範囲でけっこうです、お願いいたします。

(建設)維持課長

地域総合除雪の設計の中身についてのご質問でございますが、平成13年度から地域総合除雪ということで、地域総合除雪の設計書を組んで発注しております。その中でいろいろと、それぞれ、他都市の事例とか実績を踏まえて設計を組んできているわけです。

それと、平成13年度以降、事業を終えた時点で、請負業者の方と発注者側とで、業務の中でのいろいろな問題点についての反省会を毎年行ってきました。その都度、少しずつ設計の内容や方法等につきましても、地域の苦情、要望等がございますものですから、それを踏まえて変更を行っているところです。

今年度も雪が解けた後、数回そういう反省会を開きまして、請負業者からいろいろな要望とか改善点というものがあがってきます。当然、それについては、できることとできないことがありますから、整理をさせてもらって、その中でも先ほどいろいろと細かいお話がございましたけれども、一つ、一つそれに対してということではないのですけれども、ちょっと事例を挙げまして言いますと、例えば、今まで除雪について距離単価でやってきたものを

時間単価に直してほしいとか、いろいろな実績を踏まえてほしいということもありました。

それについては、対応できるもの、当然、予算があつての事業でございますので、予算の範囲の中で、変更できるものについては変更してきたところでございます。そういうことで、実際にやっていて、除雪や排雪の方法も毎年少しずつ変えてきているところもあります。

例えば、排雪の方法につきましても、昨年度につきましても、一部で機械をロータリー車だけしか使わないような排雪作業をして、排雪単価を下げるという試みもやってみたのですが、業者からは、やはり、現場の中では、それは実際には不都合ということで、それについては今年度についてはやめて、設計の方法を変えるというやり方も行っております。そういうことで、いろいろと業者からの細かい指摘がございますけれども、まずもって今年はこの形で入札をさせてもらっております。

これにつきましても、これから本格的な除排雪作業に入っていきますので、それを踏まえて、また、終わった後に反省会等を開きたいと思っておりますので、その辺はまたご意見をお聞きして、反映できるものは反映したいということで考えております。

佐々木（茂）委員

最後に、「除排雪につて小樽市から七つのお願い」というチラシ、これはステーション別の除排雪区域とお願い事項という内容で、町内会でこれを回覧することにさせていただきました。市民の方々がこういう市からのお願いや要望事項を守って、いかに快適な冬を過ごすか、小樽市に協力してもらって、お金がかからないような形で、よりよい生活環境づくりを進めてほしいということで、今後ともよろしくお願いいたします。

松本委員

市道認定までの経過と今後の方針について

それでは、市道認定について伺います。このごろの各定例会では、かなりの数の市道認定、あるいは、延長による変更が出てまいりまして、今議会でも合計で24路線出てきました。「今ごろこれが市道認定になるの、どうして市道になっていなかったの」という路線もありますし、あるいは「あそこが市道になるのに、どうしてこちらはならないの」というような話もありますので、どこでこれだけ候補に挙がって、だれが決めてという市道認定を提案するまでの経過や手順を説明してください。

（建設）用地管理課長

提案するまでの作業手順について、今回もほとんど開発行為による部分での認定なのですが、一つは開発行為でもらう道路というのは、まさしく開発行為で帰属されてきた道路ですので、それはもちろん完成と同時に受けるわけですが、もう一つは地域の皆さんからご要望される道路、これもまさしく認定要望で来ますので、これは当然、現地を見て、これは小樽市として道路としてもらえるかどうかをすべて認定基準、それから、現場状況も把握しながら、まず、私どもの段階でそれらの熟度と申しますが、認定できるランクづけをさせていただきます。

その中で、大きな意味で言いますと、用地がきちんと処理されるか、先ほど言ったとおり、測量という作業がないか、現地に入っている用地杭等がきちんとしているかどうか、こういった部分の財産管理の問題ですけれども、これらをきちんと確認してございます。

これらをすべて確認した中で、部内においてこの認定の順位をつけてございます。これはどういった部分でつけるかといいますと、その道路の重要性があるかどうか、もう一つは住宅がきちんと張りついてきているか、それと維持管理の問題がございますので、道路をもらってもあまり経費がかからないで認定できるかということも重要な要素でございますので、これらを勘案して、私の方でランクをつけまして、部長以下で議論して、各定例会に認定路線を決めて提案しているという形になってございます。

松本委員

開発行為によるものとか、地先住民の要望とか、市道の認定基準としては幅員4メートル以上とか、こう配15パーセント以下とか、いろいろな基準があるわけですが、今まで小樽市は市道認定に関してあまり積極的ではなかったのかなという感じがいたします。最近になって、堤課長になってからずいぶん出てくるようになったと思うのですが、小樽市は市道の道路管理者ですから、市道に認定することによるいろいろな責務があると思うのですが、どのような責務がありますか。

(建設)用地管理課長

広い意味の責務というものがあろうかと思うのですが、認定基準には全くないのですが、認定前の道路で管理道路という通称名で呼んでいますけれども、そういった道路を実際に持っていきまして、市道と同じような管理をしている道路もございます。そういった部分でいきますと、一つは認定することによって、地方交付税の対象になってくるといふ部分でいけば、当然、財源的な部分で潤うわけでございますので、どしどし認定したいという中で、最近多くなってきているというのは事実でございます。

それで、当然、私どもとしては、そういった形で、市民のご要望をなるべく受け止めて認定してあげると。市民生活の関係もございまして、そういった部分でいけば、これから積極的に認定していかなければならない責務はあるかと思っております。

ただ、何回もしつこく言うのですが、整備されていない未処理の道路をもらって、それを認定してから整備するというやり方は、今後はできないだろうと。あくまでも、「住民の皆様がお金をかけて整備した道路について、それ以降の管理については、小樽市が受け持ってあげますよ」という観点に立って、今後は認定していかなければならないと思っております。

松本委員

お荷物になる道路は要らないということですが、それとは裏腹に地先住民にとって市道認定してもらったために、いろいろなメリット、効果、そういうものがあろうかと思うのですが、どのようなものがありますか。

(建設)用地管理課長

まさしく道路が損傷するなり、側溝が老朽化しますと、基準に合った形で改修等があれば、これは市道でございますので、建設部の方で整備していくことで、新しくなっていくということは当然ありますので、メリッ的に言いますと、そういった部分があると。もう一つは、認定になって道路法が適用になりますので、法律的な保護といいますが、そういう部分がかかりまして、権利の問題や、道路との境界の問題という部分でいけば、そういった財産管理の面で効果的になってくると思います。

建設部長

今、課長の方から説明がありましたけれども、そのほかに、先ほど話したように、一つは認定することによって、当然、維持管理という責務があるわけですし、市道認定した中で、仮に事故が起きた場合、当然、道路管理者である市が責任を持つということが発生してくるといふこともありまして、私どもも市道についての保険というか、そういうものを掛けておりますけれども、一方では今言ったように、市道路線を拡大していくということは、当然、その部分の保険料も支払わなければならないし、維持管理の部分も広がっていくという、そういったことも発生してくるといふことがあろうかと思っております。

松本委員

今後も開発行為が完了したら、また、いろいろな市道認定が出てくるといふことだと思いますけれども、先ほど市民からの要望が150件あるということでした。その150件の中で、市道認定基準に合致しているものといふのは何件ぐらいになるのですか。

(建設)用地管理課長

実数というのは押さえておりません。はっきり言いますと、これは過去、もう昭和50年代からずっと要望されてきている道路の箇所数が150か所、路線数にするとその倍ぐらいあると思うのですが、ただ、今まで認定できないでいるというのは、やはり、それなりのいろいろな事情があって認定できない状況になっております。

ですから、当然、私どももその中で認定できる要素があれば、住民に「こういった部分を処理していただければ」ということは、話していこうとは思っています。表現は悪いですが、積み残しの状況になっている箇所というのは、やはり、認定はなかなか難しいと思っております。

松本委員

先ほど、ある程度順番をつけていると言いましたけれども、何番ぐらいまで順番がついているのですか。

(建設)用地管理課長

順番というのは、来年はどちら辺にするかという程度の順番でございます。

松本委員

言うなれば、予備軍というか、補欠というか、そういうことですね。実際に、「どうして、まだここが市道認定にならないの」という立派な道路もあるのです。例えば、銭函工業団地の中のものすごい立派な道路で、佐川急便の周りですが、先日、市道認定になったばかりで、何で今まで市道になっていなかったのかなというような気もしないでもありません。今後は市もいろいろな責務を背負いながら、積極的な対応をするという話ですが、今後の方針を部長に伺います。

建設部長

市道認定につきましては、先ほどお話がありましたように、最近になって数多くやっているわけですが、私も相当数あるという話は聞いていましたし、ある程度、権利関係の処理が済んでいる、特に開発行為の道路につきましては、管理はしているのですが、まだ市道認定していないという状況が多くありまして、「どういうことなのか」ということから始まりまして、まだ、ただ単に事務的なものも含めて、若干、未処理用地があるとか、そういったことを含めまして相当数残っていたということがあります。

最近になって進めているわけですが、今後につきましても、そういった用地処理なり、先ほど話しました認定基準をクリアしていくものについては、市道認定し、そしてまた、維持管理をしている部分が多い道路につきましては、積極的に認定していきたいと思っております。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時04分

再開 午後 3 時20分

委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

佐野委員

質問通告した分だけ、簡潔に何項目か伺いたいと思います。

平成17年度予算編成に向けての建設部長・水道局長の考え方について

定例会が終わって、正月を迎えて、年が明けますと平成17年度の新年度予算のヒアリングが始まるだろうと思

ます。ご承知のように、今年度もたいへんな財政で赤字予算となっていますし、現状であれば、来年度もまた似たようなたいへん厳しい財政状況が余儀なくされるのではないかと考えています。したがって、一説では、絞っても絞っても、全部絞ってもまだ絞るかみたいな感じで、原課の皆さんはたいへんな苦勞をしていると伺っているのです。しかし、こんな財政状況ですので、さらなる知恵と努力というものが、求められるのではないかなと考えています。

建設部、水道局として、平成17年度予算編成、ヒアリングに向けて、今年度と比べて更にどういうことが予定されていくのか、検討されていくのか。当然、煮詰まっていない、わからないことがたくさんあると思うのですが、概略で、今考えていることがあれば、ぜひ、部長、局長の方から、考えを聞いておきたいと思えます。

建設部長

平成16年度の事業に比べまして、平成17年度はどうかというお話でございますが、確かに厳しい時代を迎えているわけですが、私どもといたしましては、補助メニューである街路とか道路とか、こういったものを継続して事業執行してきているわけでございます。今年度もそうなのですが、ある程度評価できた。来年度につきましては、一部終わってきている部分もございますけれども、補助メニューの道路につきましては、来年度で終わるものがほとんどでございます。それに伴う事業量というのですか、そういったものは、少し落ちていくだろうということで考えてございます。

それから、維持管理部門に該当すると思うのですが、除雪につきましても、例年いろいろな降雪状況があるわけですが、その部分につきましては、未確定の部分相当に多いということで、これにつきましては、例年並みの規模で事業費を確保していきたいということで考えております。

また一方、生活関連道路としまして、側溝改良なり、道路改良というものがあるわけですが、これらの事業につきましても、地域住民のご要望にこたえていくことになれば、当然、そういったものもきちんと維持管理していかなければならない。そういった観点から言いますと、維持管理部門に関する部分については、例年並みの事業費といえましょうか、そういったものを要望してまいりたいと考えています。

いずれにいたしましても、厳しい時代ですので、効果の上がるというか、効率的な路線選定なり、事業手法をいろいろと探りながら、厳しい中でも何とか市民のご要望にこたえていきたいと考えています。

水道局長

今、建設部長の話がありましたけれども、私どもは公営企業ということで、ちょっと趣が違いますので、その辺を含めて話したいと思います。現状、私ども上下水道での課題を考えますと、ご承知のように収益がだんだん伸びなくなっているということがあります。これは節水思想だとか、景気の長期低迷だとか、少子高齢化といったようなこともあると思いますけれども、そういった中でも施設的には更新期を既に過ぎていまして、維持管理の時代に入っているということが一つあります。

それから、上下水道も、それぞれ、市民ニーズがたいへんに多様化、高度化しておりまして、ただ単に水を供給すればいいということではなくて、水質の問題だとか、においの問題、いろいろな市民ニーズがございます。そういった中では、それらについてきちんと対応する。確かに、一般会計では財政がたいへんでありますけれども、私どもは事業展開しているわけでございます。営業しているわけでございますから、そういった意味では、財政がたいへんだからといって、守りになるのではなくて、少なくとも工事発注についても、平成16年度もそうでありましたが、平成17年度につきましても、計画的に例年のレベル以上のものをきちんと取りつけていかなければ、今申し上げましたような上下水道の多様な市民ニーズにこたえていけないということがあります。

そのためにはどうするのかという、企業会計でございますので、いわゆる経営の健全化に努めるということにつきましては、一般会計も同じですが、歳出をどう削るかでございます。一般会計は、例えば、入札差金だとか、不用額が出たら吸い上げられまして、たいへんなのでしょうけれども、私どもの方は、そういう手法をと

りませんので、留保資金という中で、今言った長期の計画を立てた中での効率的な事業展開に使うということを考えなければなりません。

やはり、市民の皆さんから負託を受けて使用料をいただいているわけですので、そういった意味では、不用額を出すとか、入札差金をどうするという話ではなくて、次の事業展開に向けて、市民サービスをどう向上できるか、どう貢献できるかということでございます。

そういった意味では、平成17年度予算について、まだ内部で詰めておりますけれども、私は職員が元気を出すような目玉をつくりたいと。これはいろいろありまして、この席では申し上げられませんが、やはり、現場を持っていますので、職員が元気良く、一般会計はあまり元気がなくて暗いので、せめて企業会計は元気を出して、目玉をつくってきちんと市民の負託にこたえるというシステムをつくっていきたいということが一つあります。

それから、さらなる経営改善ということになりますと、出るものを締めるというのは簡単なようでなかなか難しい。それで、私の懸案でありましたけれども、これもまだ関係組合と今協議中でおおむね了解をいただいているのですけれども、長年、20年以上たった組織・機構の見直しをしまして、例えば、ずっと取り組んできたのでありますけれども、銭函地区の水運用を変更すると。

それに伴って銭函浄水場は、現在、職員が8人いますけれども、これを何とか3人にしたいと。これは今いろいろと設備投資もしましたし、国道のトンネルの横で、今、配水池の工事もしてございまして、前段の設備投資も2億円ちょっとかかったのですけれども、まあ5人も減れば、人件費がおよそ1年間で5,000万円ほどですから、5、6年で元を取れるというようなこともありますので、そういった意味での効率化をきちんと行っていくということを考えています。細かいことについては話はできませんが、基本的な考え方としてはそういうことで、平成17年度予算も財政担当とじゅうぶん協議して進めてまいりたいと考えています。

佐野委員

質問しようとしたことも含めて答えていただきましたけれども、企業会計は、事業展開ですから、今、話があったようなことで、唯一、元気があると。小樽病院に聞かせてあげたいような話です。市は行財政改革の一環としての組織・機構の見直しを、まだ引き続き行うわけですよね。たまたま平成16年度は、建築都市部と土木部が統合して、建設部という機構改革をしたのだけれども、将来、水道局もそういう方向が必要なのかなと思っていたのです。豊倉や銭函などの各浄水場のことも含めて少し聞いていたものですから、やはり、そういう機構改革や機能的な職員配置というものは、将来に向けて大事なのだらうと思います。

市民から見れば、水道局も市役所も同じ話で、みんな元気がなくてたいへんだと心配しているわけですから、ぜひ、そういう面では、新年度に向けてよりよい水道局の在り方というものを示していただければと思っています。

これは要望にしておきたいと思います。

除排雪業務における市と委託業者との関係について

次に、除雪に関して、先ほどもいろいろ議論が出ていましたけれども、ちょっと違う観点で聞きたいと思います。

毎年、その冬その冬の気候の傾向とよく言われるのですよね。去年は暖冬でしたと。その前は厳しい寒さ、厳冬と。今年は、災害の多い年で、昨日も地震があったりして、何が起るかわからないのですけれども、どうなのでしょう。今年の長期的な気候の傾向として、暖冬なのでしょうか、厳冬なのでしょうか。

(建設) 雪対策担当 田中主幹

去年は暖冬という形で表現しております。今年につきましては、気象庁の長期予報によりますと、平年並みということでありますけれども、この1か月の傾向でいきますと、12月については暖かくて雪が少ないような状況らしいです。また、1月、2月については、ほぼ例年どおりの気象状況ということでありますけれども、今週あたりについては、寒暖の差が非常に大きいということで、私どもとしては、困っているような状態です。

佐野委員

引き続き今年も暖冬であればありがたいと思うのですが、こればかりは自然が相手で、雪が降らない年になればなという思いはしています。先ほど佐々木委員からも質問があったのですが、四つのJVがそれぞれのエリアごとに随意契約ということなのですが、差し支えなければ、委託したそれぞれの金額を教えてくださいと思います。

(建設)維持課長

平成16年度の四つの地区における業務委託の契約金額についてですが、まず、北地区総合除雪業務につきましては、契約金額は、消費税込みで1億2,259万8,000円でございます。次に、中央地区総合除雪業務、これにつきましては1億3,129万2,000円でございます。桜・朝里地区総合除雪業務につきましては、6,982万5,000円でございます。銭函地区総合除雪業務につきましては4,641万円でございます。この4地区を合計いたしますと、3億7,012万5,000円になります。

佐野委員

いわば全体で約3億7,000万円の除排雪業務の委託契約ということですね。このほかに、ロードヒーティング代などを含め、10億円近い支出になるのですが、それで今申し上げた契約金額は、当然、それぞれのJVが何をやるかという業務内容も伴っての契約というのは、当然のことなのですが、その委託した業務内容と小樽市の関係について、特に柱になるようなことについて、具体的に示していただきたい。意味がわかりますでしょうか。

(建設)維持課長

当然、委託業務ですから、私どもが発注する時点で、相手側に「こういう業務をするのだよ」と、除雪業務についての仕様書を示しております。それに基づいての応札した業者との契約でございます。

大きな内容につきましては、地域総合除雪ということなのですが、除雪業務、排雪業務、路面管理業務、雪捨場の管理業務、そういうもののほかに、ステーション管理業務ということで、言うなれば各ステーションで詰所をつくりまして、その中で現場代理人がいろいろな苦情、要望等を受け付けるような業務になります。当然、四つの地域がありまして、そこで委託している除排雪路線の延長、業務量が、それぞれの地域で違うということで、このような結果になってございます。あくまでも仕様書に基づいた形での業務、それを私ども市の職員がその業務どおり行っているかどうか確認するという契約になります。

佐野委員

除雪作業の出動権限について

ごもっともな話なのですが、私自身も経験があるのですが、こういう話があります。

第2種路線とか第3種路線といった地域の路線で、除雪車がなかなか来ないということで、業者の人に「何とかお願いできませんか」とお願いするというのが、去年あたりも何回かあったのです。そうしますと、よく、「いや、小樽市から出動の許可が出ない」、あるいは、「私たちは動きたいのだけれども、市の方から待てがかかっているものだから、やりたくてもやれない」という話を時折耳にします。

それを聞いていて、待てよと。先ほどのように、管理から苦情処理から、全部、委託しているわけだから、それはすべて委託されたJVがやるべきことであって、「今日はあるな、今日は出動せよ」という権限は、業者にある話で、市の方では、口を出せないのかなと、ずっと疑問に思っていたのです。

今年はどうなっているかわかりませんが、確かにどんどんやれやれという話にはならない。仮にやっても、やった分だけお金がかかるわけですから、決まったお金ですから、JVもお金がなくなれば困る話だから、その辺はどういう関係になっているのか、実は、この点が不可解だったので、もう一回、説明していただければありがたいのですが。

(建設)維持課長

出勤は、除雪、排雪とありますけれども、まず、除雪についてであります。市の方では、出勤基準というものが、あります。これは第1種、第2種、第3種という路線の格付によりまして出勤基準を決めているところですが、メインのバス路線につきましては、第1種路線として指定しておりますけれども、基本的な出勤基準としては、連続の降雪量が10センチメートル以上ということで、まず、それを基本としています。

ただし、それ以外にも、当然、雪が降らなくても、路面がザクザクになっている場合もございますし、例えば、吹雪になって吹きだまりができていたりとか、そういうような車両の通行に支障がある場合については、当然、除雪に入るということになっています。そのような出勤基準に基づいてパトロールをして、そのような状況になっているかどうかをステーションの方、請負業者の方で現場を走りまして、それを確認して、出勤をかける。

ですから、私どもの方から「出勤しろ」ということではなくて、基本的には業者の方でパトロールして、あるいは気象情報を入手しまして、例えば、除雪に入るにしても、日中に入れる場所と入れない場所があります。第1種路線につきましては、交通量の多い路線がメインですので、日中に入ることができないということで、夜間に入るということもございますので、その除雪に入る時間までにパトロールして、その翌日の天気予報などの情報を入手しまして、除雪に入るかどうかは業者の方で判断して作業するということです。

その中で、苦情、要望なども来ますけれども、要望する時間帯に入れられないという場合も多々あると思いますけれども、基本的には、相手のご要望等が来た場合については、業者がそれに対応するということになります。

佐野委員

わかりました。つまり、出勤の基準がしっかりあって、その基準に基づいて、それぞれのJVが、状況を見ながら自己判断して行うというのが原則ですね。それも自発的に。だから、市の方からは直接、今日は出るとか、出るなとか、お金がかかるとか、お金がないみたいな話は一切していないということですね。

排雪作業の出勤権限について

では、排雪業務の方はどうなのでしょう。それも全部任せているのですか。排雪の方はものすごくお金がかかる話ですけれども。

(建設)維持課長

排雪業務につきましては、設計で予想数量を見ておりますけれども、実際の降雪量によってもかなり違いますので、それと云うなれば除雪をしないで、排雪だけを行うということもあり得ますので、適正な除雪を行った上で、道路状況に応じて排雪を行うということになっています。そういうことで、排雪におきましては、いろいろな地域のバランスというのですか、不均衡をなくすために、市との協議事項ということになっています。

その中で、例えば、排雪業務一つにつきましても、現場で排雪して終わりということではなくて、その雪を運ぶ場所、例えば、半分近くは中央ふ頭基部に運んでいくのですけれども、当然、雪捨て場との調整がございます。これにつきましては、国や北海道も雪捨て場として利用しているものですから、そういう調整等がございますので、市の方と協議させてもらって、やるかやらないかを判断させてもらっています。

佐野委員

わかりました。では、除雪と違って、排雪については地域のバランスを見ながら、また、状況を見ながら、すべて市と協議の上で、動くということによろしいですね。

地域総合除雪業務の委託契約金額の変更要件について

それと、先ほど話のあった委託契約金額の変更要件というのはどうなっているのでしょうか。

(建設)維持課長

変更につきましては、仕様書の中にもうたっておりますけれども、当初、シーズン予想降雪量を定めて発注しています。設計の中では、シーズン545センチメートルということで、本年度は決めさせてもらって、これのプラスマ

マイナス20パーセントの中であれば、除雪作業につきましては、設計変更を行わないという記述であります。それ以上の場合については設計変更を行いますということで、請負わせています。

佐野委員

つまり、前後20パーセントが基準になるという考え方だということによろしいですね。例えば、先ほどの第1ステーションの場合は、委託契約金額およそ1億2,000万円です。しかし、基準降雪量よりも、多く降った場合は、これでは足りないで、基準より20パーセント以上多く降った場合は、この金額に上乗せしてまた払いますということですね。それで、逆に全然降らなければ、20パーセント分を返してもらおうということですか。

(建設)維持課長

この定めは設計変更です。これは、除雪の部分なのですけれども、除雪作業の部分を変更するか、しないかということで定めてございまして、設計変更の金額について明示したものではありません。

変更の仕方につきましては、平成15年度につきましては小雪ということで、プラスマイナス20パーセントの外に出たということで、設計変更させてもらいましたけれども、昨年度の場合につきましては、除雪について業者の実態をまず確認させてもらいまして、実態調査させてもらいまして、変更させていただいております。

契約金額のプラスマイナス20パーセントということではなくて、実際の作業状況を確認させてもらって変更させてもらいました。

佐野委員

先ほど、部長の来年度もたいへんだという話の中で、効率的な事業手法をとった話があったのだけれども、去年、たしか当初予算よりも除雪費が1億円くらい少なくなったですね。よかった、よかったと喜んだのですけれども、去年も委託でやっていて、1億円が余ったということは、業者から返してもらったのではなくて、ほかのロードヒーティングの電気代なども全部含めて少なくなったということなのか。

去年、1億円くらい少なくなった要因、対業者との関係、プラスマイナス20パーセントとの関係というのはどういうしくみになっているのですか。

(建設)維持課長

決算特別委員会の中でも報告したのですけれども、予算に対し1億円弱が余りました。その要因については、大きくは、ほぼ半分はロードヒーティングの光熱費が下がったものです。そのほかの残りにつきましては、雪が少なかったということで、排雪量も非常に少なかったということで、中央ふ頭基部などの雪捨場の業務にかかったお金が非常に少なかったということでございます。

今、地域総合除雪の部分につきましては、先ほど、今年度の予算で4地区で約3億7,000万円ということで話しましたけれども、昨年度は、4地区で当初設計で約3億7,200万円の金額で発注してございまして、その後、降雪量によりまして、設計変更で減にしている部分がございますけれども、排雪量は当初の設計よりも多く排雪しているということで、増額になっております。

そのほか、もろもろの協議事項でプラスになっている部分がございます。結果的には増額となりまして、トータルで3億7,200万円が4億800万円くらいになったのです。そういうことで、必ずしも契約金額自体が減になるということではございません。

佐野委員

そういうことですか。必ずしも雪が少ないからといって、委託JVが泣くようなしくみにはなっていないということですね。

ロードヒーティングの一部稼働停止による節電効果と苦情の有無について

それと、最後なのですけれども、昨年から試験的に一部のロードヒーティングの電気を入れずに稼働停止しているといいますが、これは今年度は何か所くらい行うのか。また、このことについて、ここ2、3日もちょっとし

ばれたりしていたので、地域からの苦情など、そういったものがあるのかどうか。

それから、一部稼働停止によって節約、節電経費が、どのくらいになるのか。これをわかる範囲で示していただきたい。今年度の分はこれからですから、わからないですけれども、その辺の概略について聞かせていただければと思います。

(建設)雪対策担当 田中主幹

ロードヒーティングの一部稼働停止という形で、効率的な運用を目的にして、昨年度も行っておりました、今年度につきましても、51路線で約70か所ほどを部分的に切らせていただいております。面積的には3,000平方メートルを超える程度になりますので、概算で1時間当たり4,000円、年の維持費になりますと、だいたい1,200万円程度の節約になるということでございます。

ただ、今月もこのような状況ですから、基本的には日中でも電源は入っているような状況になっております。ここ2、3日は、路面の凍結が非常に多く、つるつる路面が発生という中で、電源を切っている箇所での事故等はないのかということでもありますけれども、私どもの方にはロードヒーティングを稼働停止している箇所での事故という報告は入っていません。ただ、消防の方に聞きましたら、今月8日から13日の間に16件ほど、市内全体での転倒事故があったとは聞いております。

佐野委員

いずれにしても、ロードヒーティングを稼働停止したことによる事故、苦情はないという確認をさせていただきたいと思います。51路線で70か所、部分的に、畳5、6枚ぐらいのエリアで、ちょっと電気を切っているという感じかなと見ているのです。これは試験的だという話も聞いているので、いくら節電、節約と言っているけれども、事故が起きたらたいへんですから、その辺は状況を見ながら、監視あるいはまた状況把握に努めていただきたいと思います。と要望して終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

武井委員

理事者から報告のあった問題を中心に尋ねます。

小樽公園再整備における「バリアフリーに配慮した施設」の意味について

まず、小樽公園の再生についてでございます。再整備案の中に、市民からいろいろなご意見をちょうだいする懇談会を今年5月から5回ほど開催したと書かれていますが、その中の幾つかについて尋ねます。一つは、園路といいますが、公園の中の道路という意味だろうと思うのですが、「園路はバリアフリーに配慮した施設を整備する」と書かれていますが、これはどういう意味なのか、説明してください。

(建設)建設課長

小樽公園は、明治26年に開設されて以来、あまり手を加えていない公園でありまして、現在、叫ばれておりますバリアフリー化にはなっておりません。それで、今後、新しく整備するときには、そういうバリアフリーを考えて園路をつくっていただきたいということです。バリアフリーに配慮した施設を整備するということは、どうしても園路が長くなりますと、やはり、利用者は、途中でお休みどころというか、そういう場所が欲しくなります。そういうものもつくっていただきたいというご意見でございます。

武井委員

動く道路という意味ではないのですか。

(建設)建設課長

電氣的なものは一切使いません。

武井委員

そうすると、これは簡単に考えて、お休み場所をちょっとつくってほしいと、こういう意味だと理解しておけばいいですね。

小樽公園再整備における見晴らし台周辺の樹木整理について

それから、「樹木を整理して眺望を確保する」とあります。これはどういう範囲の眺望を考えていますか。もう少し具体的をお願いします。

(建設)建設課長

見晴らし台の所なのですけれども、現在は駐車場になっております。そこを展望所にした方がいいのではないかというご意見でございます。そこから見たときに、現在、樹木をあまり伐採しておりませんので、背が高くなってきておりまして、街並みや海がほんの一部しか見えなくなってきました。それと、また、日当たりも悪くなってきております。それで、整枝やせん定を行って、もう少しすっきりさせて、要するに「眺望を確保しなさい」というお話でございます。

武井委員

これはあそこにあるせっかくの樹木ですよ。市では、半面では、緑のマスタープランということで、緑化の推進を計画されていますよね。眺望も大事なのですが、見晴らし台から、360度見渡せるようにするといったら、これはたいへんなことだと思うのです。私はこの問題は賛成しかねるのですが、部長、どうですか。

建設部長

小樽公園の樹木につきましては、市長への手紙だとか、いろいろな方からご意見をいただいているのですけれども、確かに今、課長から答弁いたしましたように、昔に植えたままで、せん定だとか移植など、一切そういったことを手がけていないというのが実態でして、ご覧になっていただければわかりますけれども、見晴らし台からは、ほんの少し海が見える程度だという状況です。やはり、「せっかく高台にあるので、何とかもう少し眺望のいい、そういった展望台にしてほしい」というご意見がありました。

もし整理するとすれば、樹木が生い茂っていますので、ある程度のせん定を行った中で、それこそ樹木の間から一定の景色が見えるとか、そういったせん定方法もあるかと思うので、そういう方法で対応していくのも一つあるのかなと思っています。高木、背丈の高い樹木については、それほど伸びないように切るとか、その辺はこれから専門業者にいろいろ伺いながら、この部分については、検討していかなければならないと思っております。

武井委員

都市計画審議会でも、緑のマスタープランについてじゅうぶん論議して、部長が責任者になって参加しているわけですから、そこで論議していることはじゅうぶんにご存じだと思いますけれども、私はできるだけ緑の保全をと。

それは、せん定する程度ならいいですが、見晴らし台という展望台、そういうような特定の場所をつくるために、何とかしてあそこの樹木を整理する意味で、「伐採して眺望のよい場所をつくりなさい」ということでは、あまり好ましくないと私は思いますので、これはぜひとも今後またじゅうぶん論議していただきたいと思っています。

いずれにしても、眺望が大事か、緑が大事かという問題、基本的な問題になりますけれども、これは一つ、今後ともじゅうぶん論議していただきたいと思っております。建設常任委員会などで論議して、それから行ってほしいと思っておりますが、いかがですか。

(建設)建設課長

これは、「全部伐採しろ」という話ではないのです。どうしても眺望の必要な場所は公園の上部の方だということで、「目線から見える眺望確保のために、上の方は整枝、せん定しなさい」ということです。ただ、密集している箇所もありますので、そういう箇所は多少なりとも間伐しなければならぬのではないかと考えておりますけれども、これからどういう形にしていくかというのは、今後、詰めていきたいと考えております。

武井委員

樹木を整理するという、その整理の範囲が不明確なので尋ねたわけでございます。

小樽公園再整備における園内道路の廃止案について

それからもう一つ、「総合体育館から桜ヶ丘球場までの道路を廃止せよ、そして歩行者の安全を守れ」という趣旨の話が述べられているようですが、元の東山中学校、今の教育委員会の方に行く市道は、廃止するという意味なのか、どういう考えを持っているのか。

(建設)建設課長

懇談会で出されたご意見は二つあります。総合体育館から元東山中学校の方に抜けていく道路があります。あれは市道ではなくて、園内道路なのですけれども、やはり、「公園に来るたくさんの方の通行に危ないので車は止めなさい」というご意見と、「いや、桜ヶ丘球場の方に住んでいる方もおりますので、道路の構造を変えて、一方通行だとか、歩道を新しくつくって、そういう形で通したらどうか」という、2案がありまして、どちらがよいのか決めかねているところであります。

武井委員

課長はどう考えていますか。

(建設)建設課長

これは、やはり、難しい案件で、答弁は差し控えさせていただきます。

武井委員

部長は。

建設部長

今、課長から話がありまして、私どもが先ほど報告させていただきましたように、懇談会のご意見はこういう形で出ておりますけれども、これから市民の方へこれを発信しまして、考え方を聞こうと思っています。その中で、どのようなご意見が出てくるかということがあるので、考え方としては、これからそういったご意見を聞きながら、建設部内なり、庁内の中で再度意見集約した中で、基本的な公園の在り方をつくっていきたいと思っていますので、今、ここでどちらの案がいいというのは、なかなか言えないところでございます。

武井委員

安全か、それとも住んでいる人たちの利便性かということの板挟みになっているのではないかと思います。私はせっかくある道路ですから、安全のために駐車場をつくるという考え方を持っているわけですから、しかも第2駐車場も拡大整備したいと、こう言っているわけですから、そうすると、私はこの道路は車の通ることがほとんどではないのではないかと、安全性は守られると思いますので、ぜひとも駐車場との関連を考えて、整備していただきたいと、このことだけは申し上げておきます。

小樽公園再整備におけるこどもの国の営業日変更案について

それから次は、こどもの国について、「土曜・日曜・祝日のみの営業にしてください」ということです。私は、そうすると子どもたちが楽しみにしている夏休みだとか、長期の休みの日に、子どもたちは、いったいどこへ行って遊べばいいのかということになるわけです。この点はどう考えているのか教えてください。

(建設)建設課長

こどもの国に関する提案といたしまして、「今の面積を3分割して、現在の遊具はもう古くなっているから廃止して、その代わりにまた何か動力的な遊具を設置してください」ということで、そういうものを一番上部に設けまして、真ん中にアスレチックだとか、ロング滑り台だとか、そういう子どもたちの遊ぶ施設を設けると。それと「一番下にある小動物園は、もう使命が終わったであろう」というご意見です。そうすると広場ができますから、「その敷地を多目的に利用してください」というご意見が出されております。

それで、土日祝日のみ営業ということについては、資料には土日祝日と書いておりますけれども、たぶん、夏休みも営業日に入ってくると思いますけれども、現在、動力的な遊具がある場所、一番上のメインの場所は、土日祝日の営業にした方がいいのではないかと。

なぜかと申しますと、また、動力遊具をそこに持っていきますと、土日祝日以外の火曜日から金曜日の入場者の数もありますし、動力的な遊具をだれが運転するかというのが、まだ決まっておりません。

現段階で、ご意見としてはこういうご意見が上がっておりますという状態で、今日はあくまでも報告だけということでございます。

武井委員

これについては市民には、はがきでも手紙でもいいから出してもらって、ご意見を聞くということになっていきますけれども、私は子どもたちが一番楽しみにしている夏休みやいろいろな他の休みの日に、小樽公園へ行ったら遊ぶものが何もないと。動く遊具とかそういうものに子どもたちは乗りたいわけですから。そういうことでは、私は、もう、こどもの国と言えないのではないかという気がするのです。名前はこどもの国であって、そこへ行ったら、遊ぶ場所が土日祝日だけだと。これでは、私は本来のこどもの国とは言えないのではないかという気がします。

ですから、私はこれについてもじゅうぶん配慮しなければならないだろうと考えます。どうもこういうようなものを羅列して書いているようすけれども、私は何としても本来の小樽公園、本来のこどもの国、こういうものを念頭に置いた中で再生を考えていただきたいと思います。

小樽公園再整備におけるこどもの国の小動物園廃止案について

それから次は、小動物の問題が出ています。「年寄りになったから小動物園を廃止する」と、こういう言い方ですが、これはどうなのですか。死ぬまでそのまま使うのですか、それともまた、自然死以外に保健所にやるなんていうことはないと思いますが、その点はどう考えていますか。自然死を待つて廃止しようというのですか。

(建設)庶務課長

これまで小動物をたくさん飼ってございましたけれども、強制的に保健所だとかそういった形で処理したということとはございませんし、今後ともそれは考えてございません。これも建設課長が話しましたように、決まったわけではないのです。

もし、仮にそういった小動物をなくすということになれば、例えば、インコなどの鳥類も数多くいるのですけれども、これは、決まったわけではありませんけれども、市民に対して、欲しい人はどうぞとか、そういった形で申込みをしてもらおうですとか、ほかの動物園に引取りをお願いするですとか、もし廃止するとなれば、そういったことは、考えていかなければならないと思っております。

武井委員

元気な動物だったらもらう人もいるかもしれませんが、年寄りでもう自然死が近いような動物は、もらい手がないと思いますが、今まで子どもたちが楽しんだ動物ですから、そういうときは、ぜひとも市の方できちんと面倒を見て、自然死を迎えてやってほしい。これだけは言っておきたいと思いますが、よろしいですね。

市道路線認定後の維持管理について

それから、議案第34号の「市道路線の変更について」の関係です。これは陳情第9号「長橋2丁目19、21番付近道路の市道認定方について」との関係が出てくるわけです。この市道長橋2丁目第2山手線の延長路線部分約130メートルの中身ですけれども、これは市民全般の考え方だと思いますが、陳情を出した人たちは、「市道になったら、除雪はしてくれる、道路は舗装してくれる」と。だから、市道にしてほしいという陳情を出すわけです。この陳情を出した真意を聞けば、陳情者の工藤さんや菊地さん、長谷川さんとか、中心になったこの人たちの話を聞けば、そういう答えが返ってきます。それで、尋ねますが、今回、市道認定するのですが、除雪だとか、舗装だとか、こういうのはどうする考えですか。何か計画があるのですか。

(建設)維持課長

陳情第9号「長橋2丁目19、21番付近道路の市道認定方について」なのですが、道路管理者として維持管理する上での除雪とか、整備についてですが、当然、私どもの方で維持管理していきます。夏場の維持ということで道路の整備ですけれども、今すぐ整備するためには、当然、財政的な措置をしなければいけないとございます。

これについては臨時市道整備事業で行うのか、部分的な維持業務の中で行うのか、そういうことですので、ピカピカの道路にということではございませんけれども、いずれにせよ私どもが維持管理する上で、危険な状況があれば、例えば、穴があればこれを埋めなければならない。側溝についても、水はげが悪いのであれば、今すぐ側溝整備するかどうかというのはまた別なのですが、何らかの対応は道路管理者として行っていかなければならないと考えます。

ただ、きちんとした整備につきましては、先ほど言いましたように、予算措置がございますものですので、今ここでいつ整備しますという話ではできませんけれども、当然、将来的には整備していかなければならないと考えております。

除雪につきましては、先ほどの除排雪計画の説明の中でも、除雪路線は512キロメートルありますということで話しましたが、市道認定としては約550キロメートルありますから、市道になっている路線すべてが除雪路線になっているということではございません。いろいろな事情で除雪路線に入っていない路線、入れない路線というのがございます。当該の長橋2丁目につきましても、現地を見た中では、ちょっと道路こう配がきついか、幅員が狭いか、市道認定基準としてはクリアするのですが、かなり狭い部分もございますので、雪をかき分けるスペースとか、除雪作業車の回転場所、そういうものを除雪路線に位置づけする前に、実際に試験的に作業して、どのような問題があるかということ整理した上で、位置づけしたいと考えています。

武井委員

今度も、道路が狭いと。しかし、この道路の広い部分は9メートル以上あるわけですね。そういう意味では、除雪車が入るにはじゅうぶんな幅があると思っています。そして、ここの住人にはお年寄りと身体障害者の方が多いのです。そういうことで、もう、冬も迫ったのだし、この人たちは何とか、「せめて除雪に入ってほしい、それから、歩道を整備してほしい」と、こういうものが願意の大きな部分だろうと思います。

確かに今、課長が言ったように、おいそれとは、すぐというわけにはいかないと思いますが、できるだけそういう人たち、身体障害者の方もあり、あるいはまた、お年寄りの方もいるわけで、しかも、80歳を超えているお年寄りが非常に多いので、そういう人たちのことを考えて、対策を講じてほしいと思います。

陳情第51号「築港駅前歩道橋撤去方について」に関する歩道橋の利用者数について

それから、今朝、現地視察させてもらいました築港駅前の歩道橋の問題です。これは今どうなのでしょう。1日の利用者、私たちがいるときに5人ほど通ったのを見ておりましたけれども、1日の通行者の数はどのくらいになるのですか。

(建設)まちづくり推進課長

この歩道橋の利用者の通行数でございますが、平成13年度に開発建設部の方で調査したデータがございまして、休日116名ほど、平日148名ほどの利用者があったということになっておりますし、平成14年度にも、平日だけですが、調査してございまして、160人ほどの通行者があったという結果が出てございます。

武井委員

平磯トンネルの方、桜方面からおいでになる方は、皆さんだいたい使っているようで、この160名の方々、今度、仮に歩道橋を撤去した場合、この歩道橋の所から築港交番前の押しボタン式信号まで歩くといったら、これはやはり、どうしてもここを渡りたいという気持ち、横切りたいという気持ちはわかる気がするのですよ。

あの歩道橋から押しボタン式信号まで恐らく100メートル以上はあるでしょうね。100メートルでは、きかないかね。今日、私たちがバスに乗って帰ろうとしたときに、背の曲がったおばあちゃんが、あの歩道橋を上がっていきましました。やはり、お年寄りの方々、ああいうおばあちゃんたちが通る歩道橋だと思っています。

ですから、通行量をじゅうぶん調査していただいて、歩道橋の取扱いを考えていただきたいというのは、私個人の意見ですけれども、店舗の迷惑もあります。店の主人が出てきておりましたけれども、店としては確かにマイナス要因ばかりだろうと思います。あちらが立てばこちらが立たずの問題ですので、ぜひともじゅうぶん慎重を期した上で取扱っていただきたいと思っています。

国道5号の東小樽交差点からさくら学園間の横断歩道設置について

それから、同じ道路問題でございます。桜町の横断歩道の問題で尋ねます。この桜町の国道5号、東小樽交差点から札幌に向かって、さくら学園の向こうの上りきった所まで、この間に横断歩道がありません。ところが、人が住んでいるのは札幌に向かって右側の方です。お店も右側、開発官舎、マンション、アパート、みんな右側。左側の方は、がけですから、家が建つわけではないのです。しかも、バス停は左側にあるということで、何とかこの区間に横断歩道をつくってほしいという要望が来ています。

以前、公安委員会とも相談していただけるような話もありましたので、その後の経過も含めて教えてください。

建設部長

桜町の国道5号に横断歩道を設置してほしいというお話でございますけれども、これにつきましては、今年の春にも委員からお話がございますけれども、これにつきましては、今年の春にも委員からお話がございますけれども、当時の管理課長も公安委員会の方へいろいろと話をした中で、臨港道路小樽港縦貫線の交差点からの距離、札幌寄りに河辺石油のガソリンスタンドがあるのですけれども、その信号と東小樽交差点の間の距離を考えたときに、今の国道の交通量、いわゆる車の流れからして、この間に横断歩道を設けるといのは、なかなか難しいということが、あの時点で公安委員会の方も言っていました。

あの時点でということは、小樽港縦貫線の新ルートが今年7月末に開通して、車の流れがどうなるのかという状況を見た中で判断するというような話もしていましたけれども、それとは別に、私は、北海道開発局の小樽開発建設部にその辺の話をさせていただいたのですけれども、やはり、今、私が話したように、開発建設部としましても、東小樽交差点と札幌側にあります河辺石油前の押しボタン式信号との間に信号機なり、横断歩道を設けるといのは、今の車の流れを見てもそうですし、なかなか難しいという話はいただいております。

それで、お話にございましたように、東小樽のバス停を降りまして、山側、札幌に向かって右側の方に、皆さんが横断するわけですけれども、現在、東小樽交差点の国道の下に地下歩道がございますので、皆さんに利用していただいております。

ただ、委員が言われますように、船浜町の方がそういった道路横断をされるのかなと思っているのですけれども、いずれにいたしましても、4車線化になって、車の交通量も相当数、増えてきているという状況の中では、難しいのかなということは、私自身が思っているところなのですけれども、もう一度、開発建設部の方にその辺の話をし確認させていただきたいと思っております。

武井委員

部長の取り組まれた中身はわかりました。しかし、あそこは交通事故の多発する場所でございますので、特にまた、上りの関係で向こうから来る車が見えないという難点もございます。ですから、そういう意味では、交通事故を防ぐためにも、もう一汗二汗かいてほしいと思います。これはお願いしておきます。

砂まきボランティアの保険加入について

除雪の関係で、1点だけ伺っておきたいのですが、砂箱が573か所あるという資料をいただきました。そして、砂まきボランティアを募集して、努力しているということでございますが、573か所の砂箱があるのに対して、現在、何名のボランティアがいるのですか。これが一つです。

それから、この人たちが砂をまくような場所ですから、砂箱が設置してある場所は、必ず滑るような急坂の場所だと思います。この人たちが、もし、滑ってけがをしたら、だれがどう補償するのか。市が補償するのかどうか。これはボランティアだから自己負担なのか、このあたりの考え方はどうなっているのか、教えてください。

(建設)維持課長

573か所に砂箱がありまして、それを何名の方が利用されているか、砂をまかれているかということなのですが、砂まきボランティアは、基本的には砂箱のない場所、改めて砂箱をつけてほしいという要望があったり、例えば、「砂箱はないのだけれども、私がまいてあげますよ」とか、「砂を持ってきてくれれば、私は地先の所をまいてあげますよ」と、そういうお話があった場合に、砂まきボランティアという呼び方をしています。ですから、何名の方が既存の砂箱を利用されているかということは、私どもは、把握しておりません。

武井委員

いやいや、砂箱の利用者でないよ。ボランティアの数です。

(建設)維持課長

砂まきボランティアの数につきましては、昨年度については、何人かで登録ということもあるものですから、何名というのはいわからないのですが、90件の登録がございました。今年については、まだ数字としては押さえておりませんが、恐らく90件以上には増えているのではないかと思います。

また、ボランティアに登録された方が砂をまいている際に、滑って転んでけがをした場合についての補償、何らかの保険等についての今のお話ですが、私たちが行っている活動の中では、そういう補償という形にはなっておりません。

武井委員

そういう答えが返ってくるなどは思っていたのですが、今日、ある人が滑って転んで足を折ったというような話がありました。以前に私も砂をまく場所で、砂箱がある場所で足を折りました。こういうことで非常に危険箇所なのです。だから、その行為に甘んじて、「あなたたちは、ボランティアだから、弁当とけがは自分持ちだ」ということでは、非常に問題があるような気がする。何かこういう団体的なものを含めて、例えば、今90件の登録があるそうですが、そういうような保険制度というのは今、何かいろいろあるようですから、こういうものを、ぜひ、まとめてやるような方法というのはないものなのでしょうか。検討していただけないか。

(建設)庶務課長

今、砂まきボランティアのお話が出ましたが、私どもも除雪ボランティアということで冬季に活動していますけれども、その際、運動部が中心に除雪ボランティアをしているのです。その際は名前を登録しまして、たしか、ボランティア保険というものに入っていたと思います。それで、今の武井委員のお話にありますように、危険な箇所での作業ということもございまして、ボランティア保険がそういった形で対応できるのかどうか調べまして、可能であれば、その点について検討してみたいと思っております。

武井委員

ぜひともお願いしたいと思います。

都市開発公社清算後の第4工区の開発について

最後の問題です。都市開発公社の清算について、1点だけ伺います。来年の8月ごろに清算する方向で取り組んでいるということらしいですが、今、この第3工区までの居住者は何名ですか。

(建設)まちづくり推進課長

第3工区までの居住者の数ですが、今年10月末現在で3,754人になってございます。

武井委員

当初、この毛無開発の際には、たしか、第4工区も全部含めて計算していたと思いますが、この時点での見込み

は何名でしたか。

(建設)まちづくり推進課長

当初の計画では1万5,500人となってございましたが、平成8年度に修正してありまして、1万1,000人ということになっております。

武井委員

それで、今、第3工区が終わったと。この数字からいけば、まだ、目標の4分の1ぐらいの人しか住んでいないわけですが、これでこの公社を廃止して、清算してしまっ、あとはどうしようというのですか。どうも私としては、まだ早いのではないかという気がするのですが、小樽市も5,300万円ほど出資しているわけでございますので、まさか返済される1,500万円が欲しくて清算するわけではないと思いますが、今後、この工区についてはどうしようというのか。だれが代わってこの事務をやるのか、市がやるのか、この考え方を明らかにしてください。

(建設)まちづくり推進室長

現在、第3工区が10月末で完成しておりますけれども、実は、242区画完成してございます。まず当初は、その第3工区が今後どういう形で売れていくのかということが一つあると思ひまして、今、こういった経済状況、あるいはまた、宅地の販売状況が非常に厳しい中で、第3工区242区画がどの程度の期間で売れていくのかということが一つあると思ひます。

公社をどうしていくかにつきましては、今言いましたこの242区画、先ほども説明しましたとおり、平成9年に借入れをしております返済に充てるために、公社の持分である10パーセントの242区画全部を売りたいと思っております。そうしますと、公社として持っております宅地がほとんどなくなってしまう、売り物がなくなってしまうということになりまして、あとは基本的には今までつくってきた望洋パークタウンの管理、あるいは、ウイングの維持管理といひますが、そういったものしか残ってこないということで、公社自体が非常に赤字経営になっていくということが一つございます。

そういった中で、今言いました242区画の第3工区がこういった形で売れていくのか、そういったことを見ませんと、公社として引き続き第4工区を着工していくということは、非常に難しいと考えてございます。当然、乱開発等々のことも考えてはございますけれども、それはその辺の状況を見ながら、三菱地所との話合いの中で、打合せをする中で、第4工区については考えていきたいと、今の時点では考えております。

武井委員

そうしますと、恐らく、第4工区は、これからはもう要りませんと、公社の任務は終わったと、こういうふう理解していいのですよね。三菱地所と話合いをすると言ひましたが、公社が第4工区を手がけても、もう要らないと、こういう意味で理解していいですか。

(建設)まちづくり推進室長

今、言いましたとおり、第4工区につきましては、公社ではなくて、第3工区の販売実績を見る中で、三菱地所と話をする中で、第4工区をどうしていくのかということを考えていきたいということで、先ほど言ひました公社として売り物が無い、あるいは赤字のままといひますが、経営改善がない、赤字が見込まれる中で引き続き公社として第4工区に着手していくことは得策ではないという考えの中で検討していくということでございます。

(建設)嶋田参事

今、室長の方から答弁したことなのですが、第4工区の土地所有者というのは、三菱地所でございます。もともと工区の開発というのは、民間企業の乱開発を防止するという観点から、公社とした経過もあるわけですが。その中で、第3工区まではそういう形で公社が行ってきて、今、第3工区の完了はしたけれども、いつ売り尽くせるかという見通しもない状況の中で、公社を存続することによって、当然、経費がかかります。どんどん赤字になっていくと。

それは当然、赤字になると税金をつぎ込む形になるものですから、そういった第4工区の開発時期が見えない中で、公社を存続することは、現在の経済状況等を考えても、無理からぬ話だろうと。ただし、地主である三菱地所が、将来いつか第4工区を開発、着工するときには、乱開発を防止する必要がありますので、小樽市と何らかの覚書が、何かを交わしながら、小樽市の意見を伝えて、乱開発をしないような手だてをするということでございます。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、れいめいの会に移します。

大橋委員

小樽公園再整備における桜の植樹について

小樽公園の再生に関しての質問をしますけれども、だいたいみんな聞かれてしまいました。まず、9月に手宮公園のくり林が台風で非常に被害を受けまして、どうして大木が倒れたのかという問題があったのですけれども、それについての原因はどういうふうに把握していますか。

(建設)維持課長

先日の台風18号であちこちに大きな被害がありました。手宮公園のくり林の木も十数本が倒れています。私が見た中では、倒れた木は、かなり年数がたっているというような状況だと思います。それだけが原因ということであれば、同じぐらいの樹齢の木が倒れたということになるのでしょうかけれども、実際にはそうではなくて、ある程度固まって倒れている部分がありますから、風の通り道というのですが、老木という原因だけではなくて、台風の影響で風の通り道に当たり、倒れた部分もある感じです。そういう条件が重なった箇所まで倒れていたという感じでした。

大橋委員

くり林の保存会といいますか、くり林の歴史を調べたりする会ができて、市の建設部OBの方が会長をされていますよね。それで、その方々からの話では、倒木がかなり病気にかかっていたと。そういう話が一つと、それから、その病気の原因が、「手宮公園は、桜の木が混在しているので、桜が病気を持っているために、桜から移ったのではないか」という話がありましたけれども、その辺についてはどう思いますか。

(建設)維持課長

桜の木の病気のことについては、私は直接詳しくは聞いておりませんが、古い木ですので、いろいろな状況があるとは思いますが。ただ、桜の木が直接影響しているかどうか、それはいろいろな意見があるとは思いますが、私の専門外なものですから、何とも答えられません。

大橋委員

いや、専門ではない方にこういう聞き方をして申し訳ないと思いますけれども、ただ、そういう意見がありました。それで、実は、ここでその話をするのは、この資料の中に、「桜ヶ丘球場の名前の由来を認識し、桜を植樹する」とあるものですから、桜というのは非常に病気になりやすい木で、他の木にも影響を与えるという話を聞きましたので、桜の植樹というのは、きれいだからいいのですけれども、あまり安易に考えない方がいいのではないかと思います。これは一つの意見として申し上げさせていただきたいと思います。

小樽公園再整備における公園からの眺望確保について

それから、この資料に「密集している樹木を整理して、眺望を確保し」という部分がありまして、先ほど武井委員からも質問がありました。木を大切にすの緑の計画とか、そういう部分においては、私も自然保護の腕章を持っていますから、武井委員と全く立場は同じです。

その上で申し上げたいと思うのですけれども、実は、小樽公園から見える小樽の景色というのが、ここ100年間、小樽の絵をかく方々から一番愛された画題の一つでありました。そして、いい絵もたくさん残っております。

ところが、近年、小樽公園には全く絵かきが行かなくなったという話がありまして、要するに、小樽公園から何

も見えなくなったから、非常にあそこはつまらない場所になったという話がありました。そういう話を思い出しながら考えますと、一定の部分で眺望を確保して、小樽公園ができてからずっと愛されてきた同じ風景を、もう一度、展望という部分で、一部でも復活させるということは、一つの意義があるのではないかという思いがするものですから、その点はどうでしょうか。

(建設)建設課長

まさしく、今、委員が言われたとおりなのです。けっきょく、現在の樹木の密集状態では、この小樽公園は、樹木の密集している場所は、やはり、暗いという感じしかしません。それで、手をかける所は手をかけて、押さえる所は押さえると、そういう形で整理していかなければ、なかなか変わっていかないのではないかと考えております。

小樽公園の再整備に当たりまして、どの部分をどういうふうにしたらよいかということは、専門家とも話し合いをしながらやっていきたいと思っております。

大橋委員

そういう樹木の整理の問題なのですけれども、一番怖いのはお役所で整備してくださるときは、本当に乱暴なやり方をするものですから、私たちが望んでいるものとは違った姿で、「よくこれだけきれいにしてくれたな」というような感じが多分にあります。その辺はこれから計画を立てていくときに、本当に考えていただきたいと思えます。

小樽公園再整備における公園のバリアフリー化について

それから、先ほど小樽公園のバリアフリー化の問題が出ました。そうしたら、バリアフリーについては、お休みどころをつくるというような、何かそんな感じの話があったのですけれども、小樽公園は、非常に起伏の多い公園ですけれども、その中におけるバリアフリーというのは、どんなイメージを描いているのでしょうか。

(建設)建設課長

現在、階段と急こう配の園路という形になっております。これからは身体障害者の方、それから、健常者ともに楽しんで歩いていただくためには、どんな遊歩道にするか、いろいろな製品がありますけれども、ある意味では、バリアフリーを超えたユニバーサルデザイン系のもを整備していかなければならないのではないかと考えております。いろいろなやり方がありますから、今後、それらを考えていって、皆さんに喜んでいただけるような公園にしていきたいと考えております。

大橋委員

けっきょく、バリアフリーも何が歩きやすいのか、どうすれば本当に歩きやすいのか、そういう部分というのは、実際に体が不自由な方でないとわからないと思うのです。それで、以前に盲人協会の方々から、「小樽市内には安心して歩ける、集える公園がないので、そういう公園をつくってほしい」という運動が引きかけたことがありました。

ただ、当時は新しい公園をつくるか、そういう話というのはなかったものですから、この話はそのまますぼんでしまったのですけれども、今回、そういうふうに代表的な小樽公園を再生するという中で、これからいろいろな方の意見を聞くということですが、これは、やはり、実際に目の不自由な方ですとか、それから、車いすを使用している方ですとか、そういう方々のご意見を積極的に聞いて、その上で本当に使いやすい公園をつくるということを考えていただきたいのですが、その辺はいかがでしょうか。

(建設)建設課長

確かに健常者にとっては、なかなかわからない問題もあると思います。そのため今回も身体障害者の団体の方にもメンバーに入ってもらいましたけれども、もっともっと積極的に、いざ、整備するときには、やはり、そういう方々の意見が一番大事ではないかと思えますので、そういう方々のご意見を聞いて、どういう形がいいのか、現地で立ち会ってもらったり、いろいろな方法があるかと思えますので、そういう対策を考えていきたいと思っております。

委員長

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時42分

再開 午後 5 時05分

委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、新谷委員。

新谷委員

日本共産党を代表して、陳情第52号と継続審査中の陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第21号は、賛成の討論を行います。

陳情第51号については、賛成ですが、まだ歩行者もいますので、じゅうぶんな安全策を考えるよう要望して、賛成といたします。

陳情第52号の歩道を雪のないときに歩いてみましたが、ところどころに急な起伏があって、たいへん歩きづらいのがわかりました。お年寄りはもちろんですが、ベビーカーを動かすにも危険でさえある所もあります。

歩道は人間が安心して歩けるものでなければならないと思います。工会上、困難はあると思いますが、現在の土木技術でできないことはないと思いますので、順次、整備すべきと考えます。排雪溝の要求も妥当です。

また、継続審査中の案件については、すべて願意妥当、採択を主張します。

以上、簡単ですが討論とし、詳しくは本会議で述べます。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

最初に、陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第21号、第52号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、議案第33号、第34号、陳情第9号、第51号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情は採択とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。